

# 第14回弁護士会支部サミット in ふじさわ

裁判所がここがない！？私たちの街に家庭裁判所出張所を！

## 資料集

2021（令和3）年12月4日（土）

13時30分～16時30分

藤沢市民会館小ホール

主催 神奈川県弁護士会

共催 日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会

後援 藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市、大和市、綾瀬市、寒川町

# 目次

ページ

式次第		1
シンポジウム パネリストのご紹介		2
基調報告		3
神奈川県内裁判所管轄地図		9
藤沢簡易裁判所について		10
人口・弁護士数等	藤沢簡裁管内 人口及び弁護士数の推移	12
	神奈川県内 人口・弁護士数の推移	13
	神奈川県内裁判所 管轄人口・面積・弁護士数の比較	14
裁判官数・事件数等	神奈川県内家庭裁判所及び簡易裁判所 裁判官数	15
	家事事件 新受件数の推移	16
	神奈川県内簡易裁判所 民事訴訟新受件数の推移	19
	神奈川県内の裁判所支部別 成年後見制度利用者数	20
	離婚件数と内訳の推移	21
	神奈川県内裁判所 建物一覧	23
	全国家庭裁判所出張所一覧	24
	裁判所予算額及び裁判所予算の割合の推移	26
藤沢簡裁管内自治体 法律相談数及び家事事件の割合		27
裁判所・成年後見・児童相談所について	家庭裁判所・家裁出張所・簡易裁判所について	30
	成年後見制度について	31
	児童相談所及び児童虐待に関する家庭裁判所の役割について	33
閣議決定等	成年後見制度利用促進基本計画について	35
	司法制度改革審議会意見書	36
	法務委員会議録	37
	養育費不払い解消に向けた検討会議 制度面の取りまとめの概要	40
藤沢簡裁への家裁出張所併設運動に関する主な経緯		41
市町議会意見書(藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・綾瀬市)		42
神奈川県弁護士会会長声明		48
支部サミットについて	これまでの弁護士会支部サミット	49
	弁護士会支部サミットの歩み	50
新聞記事・雑誌記事	神奈川新聞 掲載記事	52
	家庭の法と裁判 掲載記事	55
アンケート結果	藤沢簡裁管轄地域 市町議会議員	59
	藤沢簡裁管轄地域 弁護士会会員	61
参加弁護士会支部紹介		64
繋がれ地域(まち)のココロ～法の心 応援ソング～		77
藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所併設を求める宣言(案)		78

## 第14回 弁護士会支部サミット inふじさわ 式次第

(敬称略)

13:30	開会		
13:30	主催者挨拶	神奈川県弁護士会 会長	二 川 裕 之
	ご来賓挨拶	日本弁護士連合会 会長 関東弁護士連合会 会長 神奈川県知事 藤沢市長 茅ヶ崎市長 大和市長 海老名市長 綾瀬市長 寒川町長	荒 中 海老原 夕 美 黒 岩 祐 治 鈴 木 恒 夫 佐 藤 光 大 木 哲 内 野 優 古 塩 政 由 木 村 俊 雄
13:45	基調報告	支部サミット実行委員	間 部 俊 明
14:05	「磁石」による漫才 クイズ企画～佐見戸家と家庭裁判所と私～		
	・・・・・・・・休憩（14:55～15:05）・・・・・・・・		
15:05	シンポジウム パネリスト		
	弁護士、元家事調停官 神奈川県新聞社統合編集局次長 医師、慶應義塾大学環境情報学部教授 弁護士、元家事調停官 元福岡家庭裁判所所長・元明治大学法科大学院教授		小豆澤 史 絵 佐 藤 奇 平 濱 田 庸 子 山 森 良 一 若 林 昌 子
	コーディネーター	支部サミット実行委員	村 瀬 敦 子
16:20	宣言採択	支部サミット実行委員長	服 部 功 志
16:30	閉会		

## シンポジウム パネリストのご紹介（50音順）

小 豆 澤 史 絵 （あずきざわ ふみえ）氏

弁護士（とつか法律事務所 神奈川県弁護士会所属）  
元 横浜家庭裁判所 家事調停官  
前 神奈川県弁護士会 副会長

佐 藤 奇 平 （さとう きへい）氏

神奈川新聞社統合編集局 次長

濱 田 庸 子 （はまだ ようこ）氏

医師（精神科医 精神保健指定医）  
慶應義塾大学環境情報学部 教授

山 森 良 一 （やまもり りょういち）氏

弁護士（湘南合同法律事務所 神奈川県弁護士会所属）  
元 横浜家庭裁判所 家事調停官

若 林 昌 子 （わかばやし まさこ）氏

元 福岡家庭裁判所 所長  
元 明治大学法科大学院 教授  
F P I C（公益社団法人家庭問題情報センター）顧問



# 第14回弁護士会支部サミット基調報告

2021年12月4日

間部俊明（神奈川県弁護士会）

## 第1 弁護士会支部サミットとは何か

- 1 2003年11月に川崎市内で催した第1回弁護士会支部サミットは、地元横浜弁護士会会長も出席しないささやかな集まりであったが、回を重ねるごとに大きくなり、第9回からは、日弁連会長も参加するようになり、今回も荒日弁連会長が参加されている。
- 2 関東弁護士会連合会は、2011年9月、支部サミットの積み重ねの上に、東京高等裁判所管内の地域司法の充実を求める定期大会決議を採択した。この決議は、日弁連の地域司法計画運動にも影響を与えた。私は、第1回から弁護士会支部サミットに関わっているので本日の基調報告を担当する。
- 3 私たちの取り組みは、成果につながっている。船橋で行われた第9回支部サミットでは、市川簡易裁判所への裁判官の常駐と庁舎の大規模改修による調停室の増加という成果をもたらした。第11回の松本での支部サミットは、折から行われていた日弁連と最高裁との民事裁判の運用についての協議に影響を与え、松本支部等での労働審判実施という成果を生んだ。雪が降りしきる長岡で行われた第12回支部サミットでは、受付しかやらない新潟家裁の4出張所の問題性を指摘し、これまた、最高裁との協議において、調停ができるようになるなどの成果につながっている。

## 第2 なぜ、今藤沢で弁護士会支部サミットを開催し、何を目指すのか

- 1 藤沢簡易裁判所の管内人口は119万人を越え、神奈川県では、横浜市、川崎市に次ぐ地域となった。地方裁判所・家庭裁判所支部があってもおかしくない規模であるにもかかわらず、簡裁があるだけで家庭裁判所がない。全国には、この地域よりも人口の少ない県が15あり、それらの県には家裁本

庁のほか支部も存在していることを考えると、このエリアの市民は、家裁の法的サービスという点で司法格差を余儀なくされていると言っても過言ではない。

2 神奈川県弁護士会は、2010年「神奈川の司法10の提案」でこの問題を取り上げて以降、藤沢簡易裁判所に家裁出張所を併設することを求めて、さまざまな取り組みを行って来たが、未だ実現に至っていない。本日の支部サミットでは、市民にこれ以上の不便が続かないよう、最高裁判所に当地における家裁出張所の併設を決断するよう求めるものである。

3 家裁出張所は、最高裁判所の判断で設置することができる（裁判所法31条1項、31条の5）。昭和25年に家裁支部のない全国34箇所に家裁出張所が設置されたが、この時、それらの地域に特段の誘致運動があったわけではない。「家庭に光を 少年に愛を」という家裁の理想を地域に根付かせようと最高裁が決断した結果である。最高裁判所は、当時の理想に立ち返り、藤沢簡裁に家裁出張所を併設することを決断していただきたく、本日の弁護士会支部サミットを開催するものである。

### 第3 最高裁判所の考えー最高裁判所をどう説得するか

1 実は3年前、私は松田さんという議員に依頼して、この件について衆議院法務委員会で質問をしてもらっている。その議事録を資料に付けておいたの  
で後で読んでいただきたい。

最高裁の総務局長は、藤沢に家裁出張所を「直ちに新設しなければならない状況にあるとは考えていない」と言って将来に含みを持たせた上で、「今後とも、人口動態、交通事情の変化、事件動向、IT技術の進展等さまざまな観点を総合考慮して、適正迅速な事件処理が支障のないようにする」と答弁した。この答弁はあたかも、藤沢簡裁管内の家事事件が、適正迅速に処理されているかのような言い方であるが、そうであろうか。

2 人口については、すでに述べたように家庭裁判所があってもおかしくない規模であるが、その上で、総務局長が語っていない横浜家庭裁判所本庁の繁

忙ぶりを直視すべきである。本庁の調停事件の新受件数は、平成元年から令和2年までに倍増し、新受件数総数は、約4倍に増加している。そうした繁忙の実情については、これから行われるシンポジウムで明らかにされるはずである。

- 3 管内で行われている成年後見事件の数は、横浜家庭裁判所横須賀支部及び相模原支部管内の事件数よりも多い。
- 4 本庁の調停事件数の中に、家裁藤沢出張所があったとしたら、同出張所で扱われることになる家事事件がどれだけあるかは公表されていないが、人口比からすればかなりの件数があるはずである。また、管内5市1町が行っている無料法律相談の件数を今回調べたところ、約45%が家庭裁判所で取り扱う案件であることがわかった。この地域が家庭裁判所を必要としていることは明白である。
- 5 藤沢簡易裁判所の管内面積は、川崎支部管内の面積及び横須賀支部管内の面積よりも大きい。
- 6 加えて、近年、JR東海道線藤沢駅と大船駅の間、村岡新駅（藤沢市仮称）が新設されることが決まり、開発が始まろうとしており、また、湘南台駅から慶応大学SFCキャンパスに至る鉄道の延伸も動き出そうとしている。長期的には人口減少が見込まれるものの、管内人口はさらに増えることが見込まれる。
- 7 ここで注目すべきは、横浜家裁本庁の繁忙を緩和するという視点である。藤沢駅等主要駅から横浜家庭裁判所本庁まで電車で行くときの時間でみると、藤沢に行くよりも横浜に行く方が近いところもあるとしても、藤沢に家庭裁判所があってほしいという声が多い。繁忙庁である横浜家裁本庁では、調停事件について、エレベーターのない3階建て別館を使って対応している。管内の家事事件を「適正迅速」に「処理」をするには、藤沢簡易裁判所に家裁出張所を併設し、家事事件を分散させることが適切である。
- 8 これに対し、社会のIT化、デジタル化の波が急速に司法にも及んでいることに注目して、裁判所のIT化を進めれば藤沢に新たな家庭裁判所を作る

必要はないとか、家裁出張所を新設すれば、本庁よりもサービスが低下するからそのような事態は回避すべきだとの意見があるかもしれない。しかし、本庁はすでに事件が多くて手一杯の状態である。また、困難事案が増えている家事事件にあっては、非公開で対面して安心して話し合える場所を地域に確保することが必要であるし、管内の成年後見事件の利用促進のためにも、管内の児童虐待事件の迅速適正な対応等のためにも、藤沢簡裁に家庭裁判所が必要である。出張所ができた場合の司法サービス低下を危惧するなら、予算を付けて裁判官や調査官を増やせばよい。必要であれば、弁護士会は、経験があり人望のある弁護士を家庭裁判所に送り込めばよい。慶応大学SFC研究所は優秀な人材を調査官にリクルートする協力を強めていただきたい。このこともシンポジウムで議論されるはずである。

#### 第4 これからどう運動していくかーその1 家庭裁判所の役割が大きくなっていることを最高裁判所や政府、社会に訴えること

1 この20年のわが国を振り返る時、私たちは、社会における家庭裁判所の役割が大きくなっていることを痛感している。これから行われるシンポジウムで、子の親権を巡る事件や面会交流事件など子の監護関連事件が急増し、さらに、事件の紛争性が困難化し、葛藤化が高くなっていることが示されるはずである。

2 閣議決定した成年後見制度利用促進基本計画は、司法を含む保健・医療・福祉の地域連携ネットワークを構築し、そのネットワークの中核を担う機関を設けることを地方自治体に期待し、5年の工程表を作成したが、その最終年度に当たる今年度末の見込みでも、達成率は60%弱と報道されている。管内の自治体の中で、藤沢市は中核機関を設置しているが、他の4市1町にはできていない。成年後見制度の利用促進が自己目的化してはならないが、高齢者が成年後見を必要とする状態になっても、手続にのらないとしたら、人権擁護の視点から問題である。中核機関の立ち上げと地域連携ネットワーク構築のためにも、藤沢簡裁に家庭裁判所を新設し、自治体や社協と連携し

やすいようにすべきである。

3 児童虐待の増加が社会問題化し、先月、社会保障審査会の専門委員会で「一時保護状（仮称）」が提案されるなど、児童の一時保護を司法審査にかけることについて、法改正を含む議論が活発化している。どのように制度設計するか、現場の声を聞きながら丁寧な議論が必要であるが、児童虐待問題に対する家庭裁判所の適切な関与が求められていくことは、時代の流れと思われる。藤沢市には、神奈川県中央児童相談所が置かれているが、その児童虐待相談件数は増えており、今年4月には、大和綾瀬地域児童相談所が新規開設されている。中央児童相談所のある藤沢市に家庭裁判所がないことは、公共的インフラの不備と言うべきであり、これからは、中央児童相談所と藤沢の家裁出張所の適切な役割分担と連携により、児童虐待事案の迅速適切な対応ができるようにすべきである。

4 わが国では、協議離婚が離婚総数の約9割を占めているが、離婚の際、養育費の合意をしなかったり、合意をしたものの、養育費を払ってもらえなかったりするケースが多く、一人親世帯の子どもの貧困化が進み、生活保護にもつながり、地方自治体の財政負担を重くさせている。養育費の不払いをどう解消するかが、社会問題になりつつあり、藤沢市議会の議員の中でも議論が始まっている。昨年12月24日、法務省の有識者会議「養育費不払い解消に向けた検討会議」は、取りまとめを公表したが、家庭裁判所の役割が今よりも大きくなることは明らかである。また、合意ができない場合に、家事調停の利用をどう増やすことができるかも課題となる。

## 第5 これからどう運動していくかーその2 誰とともに運動するか

### 1 地元自治体との連携

(1) 横浜地家裁川崎支部は、昭和34年4月1日に発足したが、誘致運動を牽引したのは川崎市と川崎市議会であった。

(2) 同じ頃、千葉県の京葉地区でも地家裁支部誘致運動が始まり、市川簡易裁判所に家裁出張所が併設された。この運動を牽引したのは、船橋市、市川

市、浦安町と議会であった。

(3) 平成6年4月1日、横浜地家裁相模原支部が発足したが、10年にわたって誘致運動を牽引したのは、相模原市と市議会だった。相模原市に対抗して、誘致運動を行ったのが、厚木市と議会だった。

2 このように、裁判所誘致運動を牽引したのは、地元自治体の首長と議会であり、私たちは、管内の首長と議会とともに、家裁出張所を誘致する取り組みを強めたい。こうした取り組みをするにあたっては、今、成果を上げつつある長野地方・家庭裁判所佐久支部の取り組みを参考にしたい、佐久の運動については、後ほど会場発言があるはずである。

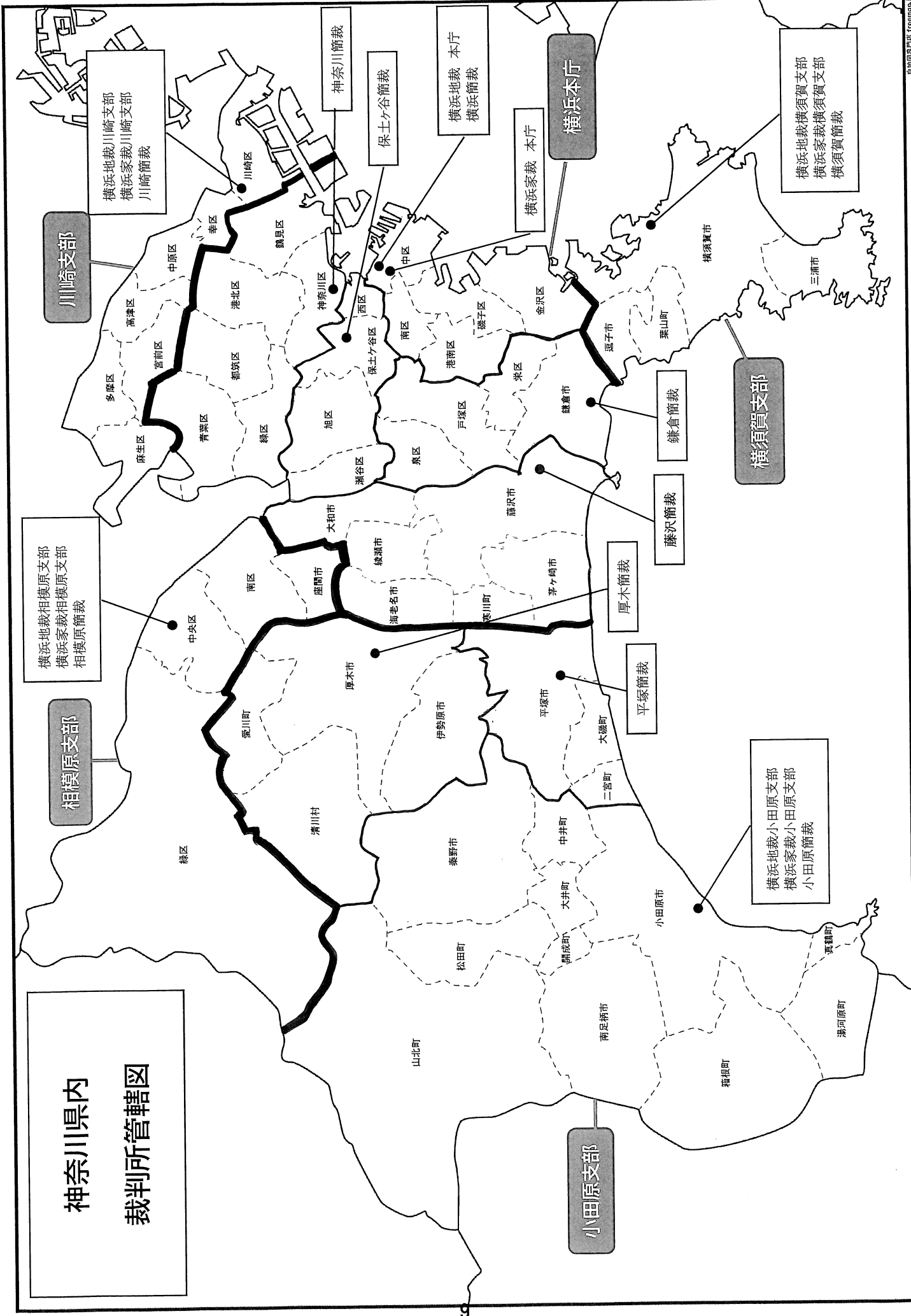
そうした成功例を参考にして、積極的な運動を行えば、藤沢簡易裁判所に家裁出張所を併設することは可能である。

## 第6 むすび

- 1 本日の支部サミットでは、最後に、私たちの問題意識を盛り込んだサミット宣言の採択を予定している。ぜひ賛同をお願いしたい。
- 2 民事裁判のIT化の議論が、裁判所支部や現在77ある家裁出張所の統廃合につながらず、地域司法の充実につながるために、第10回土浦での弁護士会支部サミットで提案し、第11回松本での支部サミットで条文の提示をした、地域司法充実基本法を日弁連でも再度議論し、単位会に議論を呼びかけていただきたいことを申し上げ、基調報告の結びとしたい。

神奈川県内

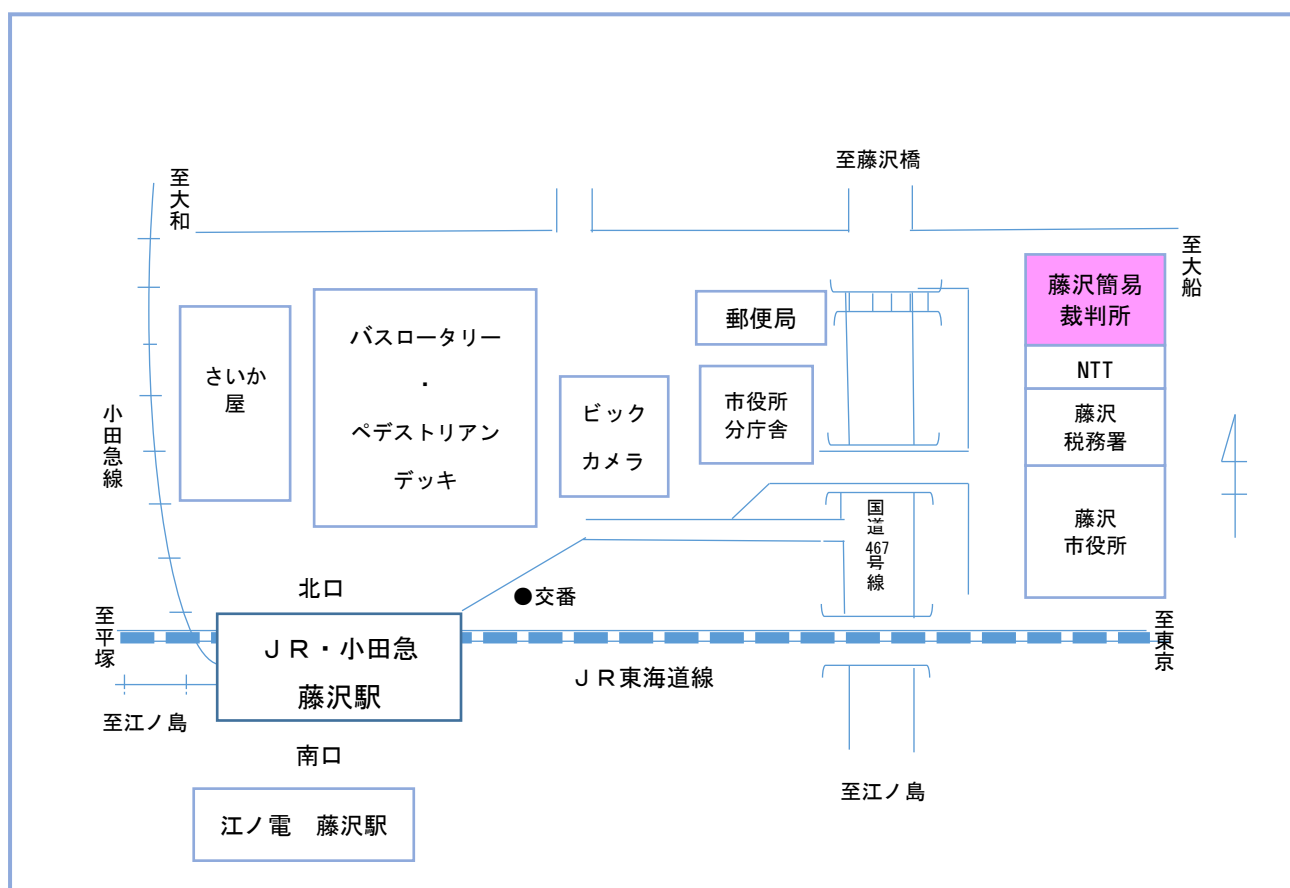
裁判所管轄図



## 藤沢簡易裁判所について

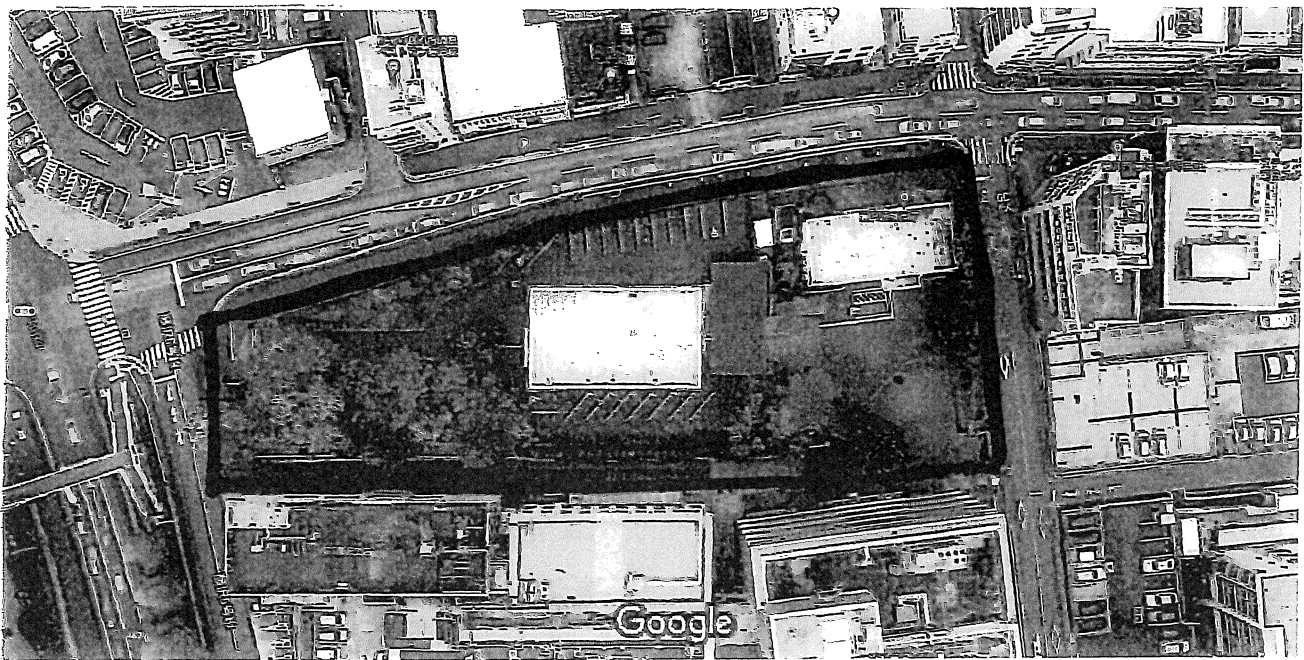
所在地	神奈川県藤沢市朝日町1番地8 藤沢駅（JR東海道線、小田急線、江ノ島電鉄）北口から徒歩約7分
管轄地域	藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡寒川町
法廷等の数	法廷2室、調停室7室
裁判官数	2名（刑事と民事兼任）
設置年	昭和22年

### 案内図



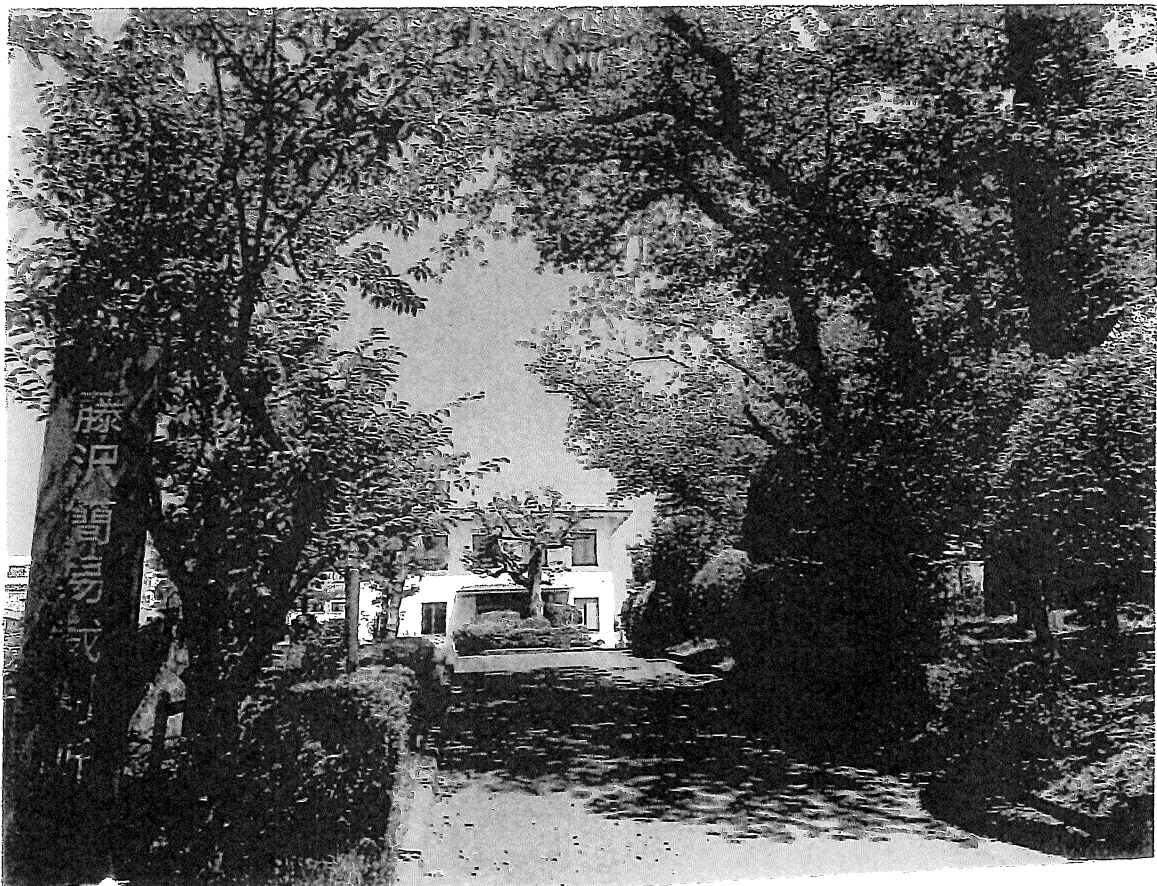


藤沢簡易裁判所 航空写真 (Google マップより。太線内が藤沢簡裁・藤沢区検察庁の敷地)



画像、地図データ、地図データ

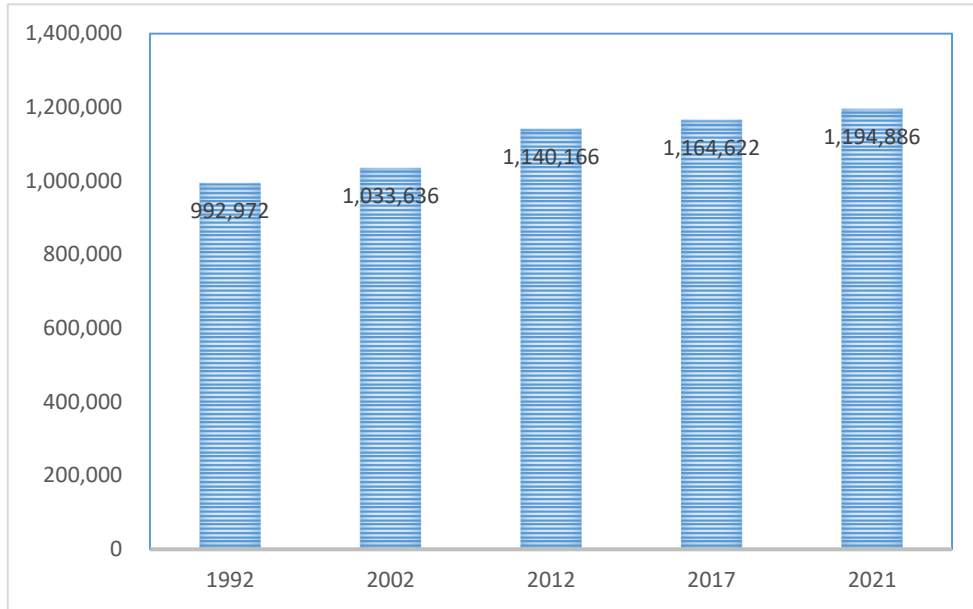
藤沢簡易裁判所 入り口からの写真



# 藤沢簡裁管内 人口及び弁護士数の推移

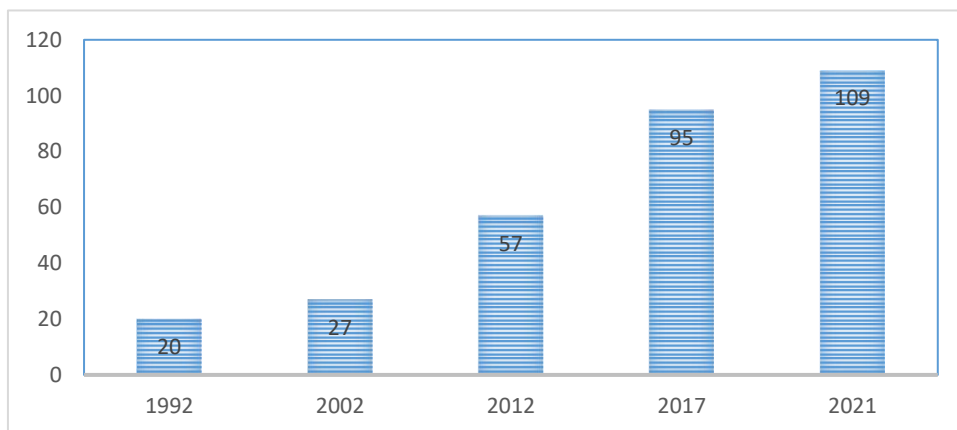
※2021は10月1日時点の数値

## 人口推移



自治体 (市町)	管内人口				
	1992	2002	2012	2017	2021
藤沢市	355,741	348,400	414,530	427,199	440,737
茅ヶ崎市	204,329	222,804	236,274	240,155	243,620
大和市	199,664	215,401	230,305	234,138	241,280
海老名市	108,509	119,161	128,122	130,688	137,368
綾瀬市	79,272	81,408	83,426	84,367	83,368
高座郡寒川町	45,457	46,462	47,509	48,075	48,513
合計	992,972	1,033,636	1,140,166	1,164,622	1,194,886

## 弁護士数推移



自治体 (市町)	弁護士数				
	1992	2002	2012	2017	2021
藤沢市	14	20	28	61	65
茅ヶ崎市	4	3	5	7	9
大和市	0	2	15	13	11
海老名市	2	2	8	12	21
綾瀬市	0	0	0	1	2
高座郡寒川町	0	0	1	1	1
合計	20	27	57	95	109

# 神奈川県内 人口・弁護士数の推移

	人口					弁護士数				
	H4	H14	H24	H29	R3	H4	H14	H24	H29	R3
<b>本庁</b>										
横浜市	3,255,781	3,469,108	3,691,240	3,731,096	3,776,179	392	527	849	1,010	1,089
鎌倉市	173,892	167,148	174,186	172,279	172,883	13	8	22	24	25
藤沢市	355,741	384,000	414,530	427,199	440,737	14	20	28	62	65
茅ヶ崎市	204,329	222,804	236,274	240,155	243,620	4	3	5	6	9
大和市	199,664	215,401	230,305	234,138	241,280		2	15	13	11
海老名市	108,509	119,161	128,122	130,688	137,368	2	2	8	12	21
綾瀬市	79,272	81,408	83,426	84,367	83,368				1	2
寒川町	45,457	46,462	47,509	48,075	48,513			1	1	1
以上計	4,422,645	4,705,492	5,005,592	5,067,997	5,143,948	425	562	928	1,129	1,223
<b>川崎支部</b>										
川崎市	1,188,430	1,269,469	1,431,409	1,491,577	1,541,159	49	59	173	217	234
<b>横須賀支部</b>										
横須賀市	435,092	429,799	415,461	403,383	385,064	13	25	32	44	47
逗子市	56,769	58,244	58,334	57,598	56,927	1	3	2	4	1
三浦市	52,852	51,781	47,695	44,446	41,494			1	1	7
葉山町	29,724	30,769	32,876	32,053	31,629				1	
以上計	574,437	570,593	554,366	537,480	515,114	14	28	35	50	55
<b>相模原支部</b>										
相模原市	544,124	612,043	719,791	721,477	725,733	13	25	60	77	85
津久井町	21,739	23,209								
城山町	28,861	30,069								
相模湖町	10,846	10,674								
藤野町	10,962	11,163								
座間市	114,789	126,132	129,525	129,033	132,107	1	1	2	1	0
以上計	731,321	813,290	849,316	850,510	857,840	14	26	62	78	85
<b>小田原支部</b>										
小田原市	195,243	199,847	197,431	193,245	188,373	22	34	52	53	54
秦野市	158,607	168,471	170,085	166,577	162,116	2	3	1	5	5
南足柄市	42,840	44,217	43,909	42,839	40,430		1			
中井町	10,307	10,187	9,944	9,596	9,115					
大井町	15,230	16,970	17,619	16,927	17,167					
松田町	13,216	12,815	11,674	11,018	10,620					
山北町	14,423	13,367	11,495	10,375	9,632					
開成町	12,085	13,686	16,411	17,349	18,517				1	1
箱根町	19,168	15,445	13,528	11,648	11,184					
真鶴町	9,607	9,013	8,024	7,144	6,601					
湯河原町	27,902	27,422	26,607	24,621	23,096		1	2	2	2
平塚市	248,744	255,399	260,149	258,141	257,985	9	9	15	23	32
大磯町	31,807	32,295	32,935	31,522	31,514	2	2	2	2	3
二宮町	29,682	30,882	29,345	28,186	27,395		2	2	2	2
厚木市	201,372	219,907	224,330	225,524	223,813	6	7	23	29	34
伊勢原市	92,823	100,196	101,139	101,812	101,296	2		2	3	4
愛川町	41,313	42,926	41,601	40,120	39,562					
清川村	3,647	3,493	3,348	3,192	3,025					
以上計	1,168,016	1,216,538	1,219,574	1,199,836	1,181,441	43	59	99	120	137
<b>合計</b>	<b>8,084,849</b>	<b>8,575,382</b>	<b>9,060,257</b>	<b>9,147,400</b>	<b>9,239,502</b>	<b>545</b>	<b>734</b>	<b>1,297</b>	<b>1,594</b>	<b>1,734</b>

※ 津久井町、城山町、相模湖町、藤野町はH18～H19に相模原市に合併

※ R3の人口、弁護士数は10月1日時点

# 神奈川県内裁判所 管轄人口・面積・弁護士数の比較

2021.10.1 時点

藤沢簡裁管内			
自治体	人口	面積(km <sup>2</sup> )	弁護士数
藤沢市	440,737	69.51	65
茅ヶ崎市	243,620	35.71	9
大和市	241,280	27.06	11
海老名市	137,368	26.48	21
綾瀬市	83,368	22.28	2
寒川町	48,513	13.42	1
<b>合計</b>	<b>1,194,886</b>	<b>194.46</b>	<b>109</b>

横浜本庁管内			
自治体	人口	面積(km <sup>2</sup> )	弁護士数
横浜市	3,776,179	437.38	1,089
鎌倉市	172,883	39.6	25
藤沢簡裁管内	1,194,886	194.46	109
<b>合計</b>	<b>5,143,948</b>	<b>671.44</b>	<b>1,223</b>

川崎支部管内			
自治体	人口	面積(km <sup>2</sup> )	弁護士数
川崎市	1,541,159	142.7	234
<b>合計</b>	<b>1,541,159</b>	<b>142.7</b>	<b>234</b>

横須賀支部管内			
自治体	人口	面積(km <sup>2</sup> )	弁護士数
横須賀市	385,064	100.7	47
三浦市	41,494	32.28	1
逗子市	56,927	17.34	7
葉山町	31,629	17.06	0
<b>合計</b>	<b>515,114</b>	<b>167.38</b>	<b>55</b>

相模原支部管内			
自治体	人口	面積(km <sup>2</sup> )	弁護士数
相模原市	725,733	328.83	85
座間市	132,107	17.58	0
<b>合計</b>	<b>857,840</b>	<b>346.41</b>	<b>85</b>

小田原支部管内			
自治体	人口	面積(km <sup>2</sup> )	弁護士数
小田原市	188,373	114.09	54
秦野市	162,116	103.61	5
南足柄市	40,430	76.93	0
中井町	9,115	20.02	0
大井町	17,167	14.41	0
松田町	10,620	37.75	0
山北町	9,632	224.7	0
開成町	18,517	6.56	1
箱根町	11,184	92.82	0
真鶴町	6,601	7.02	0
湯河原町	23,096	40.99	2
平塚市	257,985	67.83	32
大磯町	31,514	17.18	3
二宮町	27,395	9.08	2
厚木市	223,813	93.83	34
伊勢原市	101,296	55.52	4
愛川町	39,562	34.29	0
清川村	3,025	71.29	0
<b>合計</b>	<b>1,181,441</b>	<b>1087.92</b>	<b>137</b>

### 神奈川県内家庭裁判所の裁判官数（令和3年度）

庁名	裁判官数	備考
横浜本庁	17	
川崎支部	13	13人は地裁と兼務
相模原支部	6	4人は地裁と兼務
横須賀支部	5	5人は地裁と兼務
小田原支部	11	10人は地裁と兼務
合計	52	

### 神奈川県内簡易裁判所の裁判官数（令和3年度）

庁名	民事事件担当の 裁判官数	刑事事件担当の 裁判官数	民事刑事両方担 当の裁判官数 (内数)	備考
横浜簡裁	4	4	4	
川崎簡裁	3	3	3	
相模原簡裁	2	2	2	
横須賀簡裁	1	6	1	5人は地家裁と兼務
小田原簡裁	1	5	1	4人は地家裁と兼務
神奈川簡裁	4	4	4	
保土ヶ谷簡裁	2	2	2	
鎌倉簡裁	1	1	1	
藤沢簡裁	2	2	2	
平塚簡裁	1	1	1	
厚木簡裁	1	1	1	
合計	22	31	22	

## 家事事件 新受件数の推移

		H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2
全国	新受件数総数	560,935	638,195	699,553	742,661	766,013	810,052	857,229	910,637	1,022,765	1,066,323	1,102,383
	調停事件	114,822	128,554	133,227	129,690	131,093	140,557	141,802	137,207	140,640	135,784	130,937
	審判事件	429,115	490,519	533,654	572,781	596,945	633,337	672,682	730,608	835,713	883,000	826,830
	人事訴訟事件			8,082	11,012	10,718	11,373	11,409	10,527	10,004	9,272	8,568
横浜 家裁 全体	新受件数総数	34,269	38,360	42,371	45,335	48,883	52,065	55,598	62,407	70,127	76,973	79,914
	調停事件	7,492	8,257	8,572	8,889	9,445	9,705	10,300	9,569	9,761	9,406	8,970
	審判事件	25,879	29,176	31,953	33,870	36,775	39,449	42,257	49,947	57,187	64,466	67,866
	人事訴訟事件			560	858	929	930	881	906	880	719	676
横浜 本庁	新受件数総数	18,291	20,330	22,642	24,172	26,498	28,157	29,735	33,717	37,505	41,625	42,337
	調停事件	4,007	4,457	4,606	4,966	5,268	5,434	5,640	5,305	5,435	5,296	5,086
	審判事件	13,822	15,387	17,000	17,697	19,675	21,068	22,382	26,751	30,336	34,684	35,574
	人事訴訟事件			323	527	572	572	534	572	519	422	425
川崎 支部	新受件数総数	4,780	5,685	6,003	6,509	6,620	7,280	7,872	8,848	9,777	10,546	11,893
	調停事件	1,052	1,148	1,112	1,104	1,149	1,273	1,424	1,404	1,380	1,344	1,223
	審判事件	3,623	4,373	4,603	5,099	5,168	5,616	5,976	7,086	7,920	8,733	10,225
	人事訴訟事件			104	98	118	125	129	108	155	114	83
相模原 支部	新受件数総数	3,499	3,785	4,138	4,507	5,006	5,239	5,275	5,844	6,641	7,714	8,209
	調停事件	785	830	913	889	1,024	999	1,048	946	930	903	842
	審判事件	2,599	2,837	3,070	3,396	3,672	3,945	3,989	4,610	5,360	6,487	7,035
	人事訴訟事件			32	68	84	73	58	70	87	67	48
横須賀 支部	新受件数総数	2,511	2,840	3,189	3,332	3,711	3,878	4,371	4,632	5,234	5,510	5,669
	調停事件	531	689	693	596	703	622	717	666	718	648	611
	審判事件	1,913	2,093	2,351	2,558	2,833	3,043	3,470	3,787	4,308	4,575	4,842
	人事訴訟事件			40	63	47	49	48	34	35	45	40
小田原 支部	新受件数総数	5,188	5,720	6,399	6,815	7,048	7,511	8,345	9,366	10,970	11,578	11,806
	調停事件	1,117	1,133	1,248	1,334	1,301	1,377	1,471	1,248	1,298	1,215	1,208
	審判事件	3,922	4,486	4,929	5,120	5,427	5,777	6,440	7,713	9,263	9,987	10,190
	人事訴訟事件			61	102	108	111	112	122	84	71	80

\* 人事訴訟事件(離婚事件等)は平成16年4月1日から家庭裁判所の取り扱いとなった(以前は地方裁判所の取り扱い)

# 家事事件 新受件数の推移(事件種類別)

		H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2
全国	後見開始審判等	6,236	11,749	14,643	29,221	22,702	25,016	28,600	27,686	26,971	28,107	26,444
	保佐開始審判等	1,298	2,822	3,634	4,866	6,055	7,915	9,835	11,289	12,373	14,442	17,270
	補助開始審判等	1,059	1,779	2,111	2,539	2,781	3,450	3,711	3,998	3,942	4,458	7,425
	後見人等の選任	4,003	3,664	4,043	5,270	5,717	6,847	8,898	14,932	16,047	10,370	9,208
	児童福祉法 28条1項事件	142	129	234	213	199	237	300	279	269	372	481
	児童福祉法 28条2項事件				142	125	129	123	143	160	162	146
	引続いての 一時保護の承認										346	489
	面会交流(審判)	322	509	725	952	1,020	1,201	1,514	1,786	1,868	1,936	1,939
	面会交流(調停)	2,406	3,345	4,556	5,467	6,261	7,749	9,945	11,321	12,341	13,010	12,929
横浜 家裁 全体	後見開始審判等	477	916	1,367	1,806	2,001	2,166	2,346	2,143	2,112	2,165	1,976
	保佐開始審判等	84	211	286	464	509	648	723	848	809	955	1,247
	補助開始審判等	63	184	129	184	235	247	274	295	272	312	559
	後見人等の選任	207	194	209	304	303	468	480	1,164	1,302	949	705
	児童福祉法 28条1項事件	15	6	11	4	11	10	13	11	16	12	8
	児童福祉法 28条2項事件				12	2	3	7	16	13	11	7
	引続いての 一時保護の承認										27	20
	面会交流(審判)	23	23	40	66	97	92	103	142	123	136	111
	面会交流(調停)	149	183	243	345	387	497	704	687	786	818	831
横浜 本庁	後見開始審判等	284	512	674	885	1,100	1,175	1,280	1,128	1,179	1,153	1,053
	保佐開始審判等	50	120	166	232	279	328	390	446	428	548	690
	補助開始審判等	29	109	70	101	107	140	144	138	130	124	281
	児童福祉法 28条1項事件	8	6	4	1	6	1	6	4	7	5	2
	児童福祉法 28条2項事件				5	1	2	2	7	6	6	2
	引続いての 一時保護の承認										17	4
	面会交流(審判)	5	10	19	41	68	58	57	102	84	68	61
	面会交流(調停)	75	89	114	207	233	297	395	402	446	457	505
	川崎 支部	後見開始審判等	61	159	211	265	251	324	360	346	289	345
保佐開始審判等		10	35	54	92	77	125	107	140	133	147	235
補助開始審判等		15	24	21	25	40	38	28	66	81	72	81
児童福祉法 28条1項事件		1	0	1	0	3	6	2	7	4	2	2
児童福祉法 28条2項事件					2	0	0	4	5	2	2	4
引続いての 一時保護の承認											8	6
面会交流(審判)		8	8	6	9	3	17	29	14	13	24	12
面会交流(調停)		12	31	35	44	27	71	107	97	135	135	98

	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2	
相模原 支部	後見開始審判等	38	73	135	149	175	202	203	202	202	220	198
	保佐開始審判等	8	14	24	45	41	73	80	64	113	112	110
	補助開始審判等	3	16	15	28	28	15	21	27	14	57	65
	児童福祉法 28条1項事件	3	0	0	0	0	1	3	0	0	2	1
	児童福祉法 28条2項事件				0	0	0	1	2	1	1	1
	引続いての 一時保護の承認										1	3
	面会交流(審判)	4	0	2	3	4	10	9	15	16	11	13
	面会交流(調停)	28	20	29	32	44	59	74	82	69	84	68
横須賀 支部	後見開始審判等	23	49	96	129	169	147	180	138	146	134	135
	保佐開始審判等	4	17	11	37	34	46	55	68	57	56	80
	補助開始審判等	1	16	12	4	30	24	28	23	20	27	55
	児童福祉法 28条1項事件	3	0	5	1	0	1	2	0	1	1	0
	児童福祉法 28条2項事件				4	1	0	0	2	3	2	0
	引続いての 一時保護の承認										0	0
	面会交流(審判)	1	3	4	3	6	2	2	1	2	15	2
	面会交流(調停)	9	13	23	14	29	18	54	29	53	37	46
小田原 支部	後見開始審判等	71	123	251	378	306	318	323	329	296	313	271
	保佐開始審判等	12	25	31	58	78	76	91	130	78	92	132
	補助開始審判等	15	19	11	26	30	30	53	41	27	32	77
	児童福祉法 28条1項事件	0	0	1	2	2	1	0	0	4	2	3
	児童福祉法 28条2項事件				1	0	1	0	0	1	0	0
	引続いての 一時保護の承認										1	7
	面会交流(審判)	5	2	9	10	16	5	6	10	8	18	23
	面会交流(調停)	25	30	42	48	54	52	74	77	83	105	114

※児童福祉法28条2項事件は平成16年の同法改正により家庭裁判所での審判の対象となる

※引続いての一時保護の承認は平成29年の児童福祉法改正により家庭裁判所での審判の対象となる



## 神奈川県内簡易裁判所 民事訴訟新受件数の推移

		H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2
藤沢簡裁	総数	1,168	1,325	1,602	1,807	1,750	3,382	1,569	1,414	1,158	1,115	829
	内 通常訴訟	1,054	1,188	1,478	1,706	1,625	3,235	1,404	1,315	1,061	1,021	749
	内 少額訴訟	96	125	116	85	103	49	87	54	67	72	70
横浜簡裁	総数	1,657	1,640	1,703	1,779	2,416	2,967	2,158	1,876	2,847	3,050	2,631
	内 通常訴訟	1,524	1,496	1,582	1,639	2,215	2,672	1,921	1,718	2,696	2,921	2,507
	内 少額訴訟	109	125	93	119	153	151	162	119	108	96	95
神奈川簡裁	総数	2,012	1,826	3,107	3,154	3,344	4,036	3,230	2,232	1,896	2,644	6,288
	内 通常訴訟	1,864	1,667	2,874	2,919	3,085	3,683	2,969	2,023	1,722	2,474	6,143
	内 少額訴訟	120	149	206	198	201	205	151	128	111	129	98
保土ヶ谷簡裁	総数	1,625	1,584	1,103	1,181	1,693	2,395	1,421	1,822	904	888	762
	内 通常訴訟	1,572	1,506	1,042	1,126	1,608	2,241	1,287	1,745	839	828	713
	内 少額訴訟	40	67	55	52	68	70	71	50	52	49	34
川崎簡裁	総数	1,568	1,845	1,844	1,788	2,007	2,550	1,708	1,412	1,362	1,432	1,130
	内 通常訴訟	1,453	1,665	1,588	1,554	1,853	2,328	1,486	1,257	1,226	1,332	1,028
	内 少額訴訟	90	149	197	210	118	143	138	101	102	68	78
鎌倉簡裁	総数	596	617	662	703	810	1,003	692	580	529	579	419
	内 通常訴訟	547	589	629	633	737	903	605	509	478	525	384
	内 少額訴訟	41	24	30	62	61	63	54	42	37	36	24
相模原簡裁	総数	837	1,035	1,009	1,204	1,544	2,106	1,293	1,033	855	943	734
	内 通常訴訟	767	941	869	1,084	1,380	1,886	1,153	923	802	877	670
	内 少額訴訟	65	79	126	106	136	140	88	78	50	51	39
横須賀簡裁	総数	612	735	721	834	944	1,138	856	630	513	634	427
	内 通常訴訟	585	666	650	777	895	1,043	776	572	490	578	403
	内 少額訴訟	21	62	64	47	41	50	36	29	13	39	14
平塚簡裁	総数	423	384	421	528	587	704	520	436	344	381	252
	内 通常訴訟	379	334	371	494	537	634	479	400	307	351	226
	内 少額訴訟	39	47	43	32	41	30	27	28	28	18	21
小田原簡裁	総数	572	585	646	721	927	999	789	577	506	504	378
	内 通常訴訟	524	521	554	659	831	880	686	508	474	482	354
	内 少額訴訟	37	53	80	55	85	67	63	47	15	16	20
厚木簡裁	総数	603	682	686	755	831	1,053	650	510	474	491	337
	内 通常訴訟	547	588	587	727	769	938	593	455	452	457	298
	内 少額訴訟	46	85	92	15	57	70	33	38	18	24	25
合計(総数)		11,673	12,258	13,504	14,454	16,853	22,333	14,886	12,522	11,388	12,661	14,187

神奈川県内の裁判所支部別 後見制度利用者数

(H29時点)

	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計	人口
藤沢市	524	84	33	17	658	427,199
茅ヶ崎市	292	46	9	6	353	240,155
大和市	290	48	17	3	358	234,138
海老名市	144	21	3	3	171	130,688
綾瀬市	115	18	3	0	136	84,367
高座郡寒川町	64	5	2	0	71	48,075
<b>藤沢簡裁管内</b>	<b>1,429</b>	<b>222</b>	<b>67</b>	<b>29</b>	<b>1,747</b>	<b>1,164,622</b>
横浜市	4,661	818	246	108	5,833	3,731,096
鎌倉市	277	49	13	9	348	172,279
<b>川崎支部</b>	<b>1,672</b>	<b>338</b>	<b>129</b>	<b>32</b>	<b>2,171</b>	<b>1,491,577</b>
<b>県西支部</b>	<b>2,160</b>	<b>336</b>	<b>78</b>	<b>40</b>	<b>2,614</b>	<b>1,199,836</b>
<b>横須賀支部</b>	<b>833</b>	<b>130</b>	<b>39</b>	<b>25</b>	<b>1,027</b>	<b>537,480</b>
<b>相模原支部</b>	<b>1,094</b>	<b>198</b>	<b>50</b>	<b>15</b>	<b>1,357</b>	<b>850,510</b>
合計	7,188	1,224	363	141	8,916	9,147,400

## 離婚件数と内訳の推移

協議離婚：家庭裁判所を介さず、夫婦間で合意をし離婚届を提出して成立

調停離婚：家庭裁判所に調停を申し立て、調停手続の中で合意をして成立

審判離婚：調停離婚が成立しなかった場合、家庭裁判所が調停に代わる審判を下すことにより成立

判決離婚：調停離婚が成立しなかった場合、家庭裁判所に訴訟を提起して判決が下されることにより成立

和解離婚：訴訟提起後、裁判手続の中で和解をすることにより成立

認諾離婚：訴訟提起後、被告が原告の請求を全面的に認める(認諾)することにより成立

### 離婚件数

	総数	協議離婚	調停離婚	審判離婚	判決離婚	和解離婚	認諾離婚
1948	79,032	77,573	1,220	92	147	...	...
1950	83,689	79,955	3,276	25	433	...	...
1955	75,267	69,839	4,833	27	568	...	...
1960	69,410	63,302	5,413	43	652	...	...
1965	77,195	69,599	6,692	41	863	...	...
1970	95,937	85,920	8,960	64	993	...	...
1975	119,135	107,138	10,771	54	1,172	...	...
1980	141,689	127,379	12,732	46	1,532	...	...
1985	166,640	151,918	12,928	59	1,735	...	...
1990	157,608	142,623	13,317	44	1,624	...	...
1995	199,016	179,844	17,302	66	1,804	...	...
2000	264,246	241,703	20,230	85	2,228	...	...
2001	285,911	261,631	21,957	81	2,242	...	...
2002	289,836	264,430	22,846	74	2,486	...	...
2003	283,854	257,361	23,856	61	2,576	...	...
2004	270,804	242,680	23,609	152	3,008	1,341	14
2005	261,917	233,086	22,906	185	3,245	2,476	19
2006	257,475	228,802	22,683	121	3,047	2,805	17
2007	254,832	225,215	23,476	97	2,786	3,243	15
2008	251,136	220,487	24,432	84	2,636	3,486	11
2009	253,354	222,663	24,654	89	2,512	3,414	22
2010	251,379	220,167	24,977	84	2,473	3,648	30
2011	235,720	205,999	23,576	69	2,574	3,478	24
2012	235,407	205,075	23,616	82	2,788	3,831	15
2013	231,385	201,884	23,025	173	2,783	3,503	17
2014	222,115	194,169	21,855	298	2,472	3,303	18
2015	226,238	198,231	21,734	379	2,385	3,491	18
2016	216,856	189,005	21,663	548	2,166	3,458	16
2017	212,296	185,026	20,903	774	2,204	3,380	9
2018	208,333	181,998	19,882	1,096	1,992	3,354	11
2019	208,496	183,673	18,431	1,344	2,017	3,025	6
2020	193,253	170,603	16,134	2,229	1,740	2,545	2

注：「和解離婚」と「認諾離婚」は2004年の法改正により新設された制度。

2004年の「和解離婚」と「認諾離婚」は、4月からの数値。

百分率(パーセンテージ)

	総数	協議離婚	調停離婚	審判離婚	判決離婚	和解離婚	認諾離婚
1948	100%	98.15%	1.54%	0.12%	0.19%	...	...
1950	100%	95.54%	3.91%	0.03%	0.52%	...	...
1955	100%	92.79%	6.42%	0.04%	0.75%	...	...
1960	100%	91.20%	7.80%	0.06%	0.94%	...	...
1965	100%	90.16%	8.67%	0.05%	1.12%	...	...
1970	100%	89.56%	9.34%	0.07%	1.04%	...	...
1975	100%	89.93%	9.04%	0.05%	0.98%	...	...
1980	100%	89.90%	8.99%	0.03%	1.08%	...	...
1985	100%	91.17%	7.76%	0.04%	1.04%	...	...
1990	100%	90.49%	8.45%	0.03%	1.03%	...	...
1995	100%	90.37%	8.69%	0.03%	0.91%	...	...
2000	100%	91.47%	7.66%	0.03%	0.84%	...	...
2001	100%	91.51%	7.68%	0.03%	0.78%	...	...
2002	100%	91.23%	7.88%	0.03%	0.86%	...	...
2003	100%	90.67%	8.40%	0.02%	0.91%	...	...
2004	100%	89.61%	8.72%	0.06%	1.11%	0.50%	0.01%
2005	100%	88.99%	8.75%	0.07%	1.24%	0.95%	0.01%
2006	100%	88.86%	8.81%	0.05%	1.18%	1.09%	0.01%
2007	100%	88.38%	9.21%	0.04%	1.09%	1.27%	0.01%
2008	100%	87.80%	9.73%	0.03%	1.05%	1.39%	0.00%
2009	100%	87.89%	9.73%	0.04%	0.99%	1.35%	0.01%
2010	100%	87.58%	9.94%	0.03%	0.98%	1.45%	0.01%
2011	100%	87.39%	10.00%	0.03%	1.09%	1.48%	0.01%
2012	100%	87.12%	10.03%	0.03%	1.18%	1.63%	0.01%
2013	100%	87.25%	9.95%	0.07%	1.20%	1.51%	0.01%
2014	100%	87.42%	9.84%	0.13%	1.11%	1.49%	0.01%
2015	100%	87.62%	9.61%	0.17%	1.05%	1.54%	0.01%
2016	100%	87.16%	9.99%	0.25%	1.00%	1.59%	0.01%
2017	100%	87.15%	9.85%	0.36%	1.04%	1.59%	0.00%
2018	100%	87.36%	9.54%	0.53%	0.96%	1.61%	0.01%
2019	100%	88.09%	8.84%	0.64%	0.97%	1.45%	0.00%
2020	100%	88.28%	8.35%	1.15%	0.90%	1.32%	0.00%

注:パーセンテージは小数点以下2桁まで

※ 出典 令和2年 人口動態統計 上巻 離婚 第10.4表 離婚の種類別にみた年次別離婚件数及び百分率(e-Stat 政府統計の総合窓口 より)

# 神奈川県内裁判所 建物一覽

裁判所名	建物構造	延床面積 (㎡)	法廷・調停室等の数	建築年	エレベーター
横浜地方裁判所 本庁 横浜簡易裁判所	地上13階 地下2階	29,077	簡裁 法廷5 調停室9 和解室2 地裁 法廷42 (内 法廷審判廷3) 調停室2 和解室14 審尋室4	2001	あり
横浜家庭裁判所 本庁	本館 地上5階 地下1階 別館 地上3階	本館 6,259 別館 1,280	本館 法廷2 審判廷2 調停13(内 兼法廷1) 別館 調停26(内 兼審判廷3)	本館 1990 別館 2004	本館あり 別館なし(3階のみ連絡通路あり)
神奈川簡易裁判所	本館 地上2階 別館 地上2階	本館 483 別館 285	本館 法廷1 調停室6 別館 法廷1 調停室2(内兼和解室1)	本館 1974 別館 2005	なし
保土ヶ谷簡易裁判所	2階	1,962	法廷2(内 兼 審尋室1) 調停室5	1964	なし
鎌倉簡易裁判所	2階	459	法廷2(内 兼調停室1) 調停室4	2003	なし
藤沢簡易裁判所	本館 地上2階 別館 地上1階	本館 565 別館 118	本館 法廷1 調停室7 別館 法廷1	本館 1978 別館 2008	なし
横浜地方裁判所 川崎支部 横浜家庭裁判所 川崎支部 川崎簡易裁判所	本館 地上5階 地下1階 別館 地上5階 地下1階	本館 4,861 別館 1,568	本館 法廷6(内 兼審尋室1) 和解室5 調停室11 面接室3 審尋室1 別館 法廷3 和解室3 調停室4	本館1974 別館1992	本館あり 別館あり
横浜地方裁判所 相模原支部 横浜家庭裁判所 相模原支部 相模原簡易裁判所	地上5階	3,766	法廷6(内兼審尋室3) 調停室11 審判廷2	1994	あり
横浜地方裁判所 横須賀支部 横浜家庭裁判所 横須賀支部 横須賀簡易裁判所	地上4階	5,765	簡裁 法廷1 調停室9 家裁 法廷1 調停室5 地裁 法廷6	2012	あり
横浜地方裁判所 小田原支部 横浜家庭裁判所 小田原支部 小田原簡易裁判所	本館 地上4階 別館 地上3階	本館 4,267 別館 755	本館 法廷7(内 兼審尋室3) 審判廷2 調停室1 別館 調停室10	本館 2004 別館 1989	本館あり 別館なし (各階に連絡通路あり)
平塚簡易裁判所	地上2階	426	法廷3 (内 兼調停室1・兼審尋室1) 調停室3	1980	なし
厚木簡易裁判所	地上2階	618	法廷2(内兼審尋室1) 調停室6	1992	なし

# 全国家庭裁判所出張所一覽

	都道府県	家裁出張所名	管轄地域人口 ※1	管轄地域の 本庁・支部	本庁・支部からの距離・所要時間※2		
					直線距離(km)	所要時間 (車利用)	所要時間 (公共交通機 関利用)
1	北海道	夕張出張所	7,341	札幌本庁	50.77	1時間15分	1時間51分
2	北海道	静内出張所	43,956	札幌本庁	115.84	2時間	2時間51分
3	北海道	松前出張所	10,054	函館本庁	66.73	1時間	4時間5分
4	北海道	八雲出張所	36,303	函館本庁	65.61	1時間	1時間43分
5	北海道	寿都出張所	6,982	函館本庁	121.11	2時間	
6	北海道	中頓別出張所	12,671	旭川本庁	131.48	2時間	4時間47分
7	北海道	天塩出張所	11,819	旭川本庁	131.94	3時間	7時間8分
8	北海道	富良野出張所	39,933	旭川本庁	49.95	1時間	2時間7分
9	北海道	深川出張所	33,465	旭川本庁	28.72	45分	1時間12分
10	北海道	本別出張所	15,451	釧路本庁	65.49	1時間	4時間11分
11	北海道	遠軽出張所	32,404	釧路本庁	139.44	3時30分	13時間52分
12	北海道	標津出張所	47,456	根室支部	51.84	1時間29分	7時間9分
13	青森県	むつ出張所	73,695	青森本庁	64.13	1時間53分	1時間43分
14	青森県	野辺地出張所	59,952	青森本庁	32.09	53分	44分
15	岩手県	久慈出張所	56,166	二戸支部	41.05	1時間2分	1時間40分
16	岩手県	大船渡出張所	58,471	一関支部	52.95	1時間33分	2時間57分
17	秋田県	鹿角出張所	36,684	大館支部	20.73	37分	1時間5分
18	秋田県	角館出張所	37,047	大曲支部	14.19	32分	1時間41分
19	山形県	赤湯出張所	54,983	米沢支部	15.14	24分	53分
20	山形県	長井出張所	53,592	米沢支部	21	33分	1時間14分
21	福島県	棚倉出張所	70,213	白川支部	19.29	38分	1時間12分
22	福島県	田島出張所	25,384	会津若松支部	35.16	57分	1時間20分
23	群馬県	中之条出張所	51,688	前橋本庁	29.21	52分	54分
24	埼玉県	飯能出張所	194,984	川越支部	16.18	45分	1時間9分
25	埼玉県	久喜出張所	398,782	さいたま本庁	23.14	55分	47分
26	東京都	八丈島出張所	7,217	東京本庁	285.55		5時間55分
27	東京都	伊豆大島出張所	11,729	東京本庁	108.38		2時間53分
28	千葉県	市川出張所	1,311,339	千葉本庁	20.76	45分	53分
29	新潟県	村上出張所	62,944	新発田支部	33.54	40分	1時間4分
30	新潟県	十日町出張所	26,963	長岡支部	33.1	50分	2時間2分
31	新潟県	柏崎出張所	85,933	長岡支部	25.51	40分	1時間20分
32	新潟県	南魚沼出張所	62,646	長岡支部	41.62	1時間	1時間27分
33	新潟県	糸魚川出張所	40,778	高田支部	34.46	55分	1時間12分
34	長野県	木曾福島出張所	25,472	松本支部	50.55	1時間22分	1時間6分
35	長野県	大町出張所	56,298	松本支部	31.45	51分	1時間30分
36	長野県	飯山出張所	82,590	長野本庁	27.6	49分	50分
37	静岡県	熱海出張所	99,762	沼津支部	19.56	50分	46分
38	静岡県	島田出張所	462,307	静岡本庁	24.96	36分	56分
39	富山県	砺波出張所	96,167	高岡支部	14.58	27分	49分
40	石川県	珠洲出張所	28,627	輪島支部	31.29	54分	2時間19分
41	福井県	小浜出張所	61,283	敦賀支部	33.02	38分	1時間39分
42	岐阜県	中津川出張所	124,476	多治見支部	37.52	36分	1時間15分
43	岐阜県	郡上出張所	39,003	福島本庁	40.54	57分	1時間32分
44	三重県	尾鷲出張所	30,875	熊野支部	21.88	29分	1時間1分
45	滋賀県	高島出張所	46,379	神戸本庁	46.57	1時間4分	58分
46	兵庫県	浜坂出張所	29,397	豊岡支部	34.98	50分	2時間33分
47	奈良県	吉野出張所	32,163	五條支部	9.36	18分	1時間1分
48	和歌山県	妙寺出張所	103,803	和歌山本庁	33.19	46分	1時間23分
49	岡山県	玉島出張所	110,422	倉敷支部	11.08	28分	37分
50	岡山県	笠岡出張所	97,963	倉敷支部	26.23	40分	55分
51	岡山県	玉野出張所	56,582	岡山本庁	19.96	42分	1時間22分
52	岡山県	児島出張所	67,474	岡山本庁	25.02	46分	44分
53	島根県	川本出張所	17,772	浜田支部	39.39	1時間4分	3時間28分
54	島根県	雲南出張所	52,460	松江本庁	24.96	38分	1時間15分
55	山口県	柳井出張所	74,393	岩国支部	23.27	41分	1時間17分

# 全国家庭裁判所出張所一覽

56	山口県	船木出張所	81,915	宇部支部	10.6	24分	55分
	都道府県	家裁出張所名	管轄地域人口 ※1	管轄地域の 本庁・支部	本庁・支部からの距離・所要時間※2		
					直線距離(km)	所要時間 (車利用)	所要時間 (公共交通機関 利用)
57	香川県	土庄出張所	26,745	高松本庁	20.12	1時間40分	1時間29分
58	徳島県	牟岐出張所	18,327	阿南支部	35.23	55分	1時間14分
59	徳島県	池田出張所	37,184	美馬支部	31.63	40分	1時間49分
60	愛媛県	愛南出張所	19,606	宇和島支部	29.5	50分	1時間33分
61	福岡県	甘木出張所	81,861	福岡本庁	31.69	50分	1時間25分
62	佐賀県	鹿島出張所	93,565	武雄支部	12	28分	53分
63	長崎県	諫早出張所	133,957	大村支部	9.41	18分	37分
64	長崎県	新上五島出張所	17,712	五島支部	40.36	2時間30分	3時間14分
65	長崎県	上県出張所	8,936	厳原支部	48.84	1時間40分	2時間15分
66	大分県	豊後高田出張所	29,556	中津支部	24.38	40分	1時間28分
67	熊本県	高森出張所	31,486	阿蘇支部	14.25	41分	2時間27分
68	熊本県	牛深出張所	16,609	天草支部	32.63	1時間	1時間47分
69	熊本県	御船出張所	82,609	熊本本庁	14.35	30分	1時間9分
70	熊本県	水俣出張所	43,523	八代支部	37.85	45分	1時間29分
71	宮崎県	日向出張所	66,115	延岡支部	18.07	30分	56分
72	宮崎県	高千穂出張所	20,683	延岡支部	36.35	50分	1時間28分
73	鹿児島県	指宿出張所	33,591	知覧支部	22.39	45分	
74	鹿児島県	大口出張所	33,591	加治木支部	36.8	50分	2時間4分
75	鹿児島県	徳之島出張所	33,818	名瀬支部	430.02	17時間50分	
76	鹿児島県	種子島出張所	27,684	鹿児島本庁	106.21	4時間10分	
77	鹿児島県	屋久島出張所	11,869	鹿児島本庁	130.88	4時間10分	
藤沢簡易裁判所			1,187,938	横浜本庁	17.56	30分	43分

- ※1 原則としてR2.10.1時点の人口(令和2年国勢調査の自治体毎人口)で計算。但し、市町村合併等により、複数の出張所に管轄が別れた自治体については、合併時点等での人口で計算。
- ※2 所要時間は、出張所から本庁・支部に平日午後1時までには到着する最短時間で計算。離島にある出張所は、船・飛行機等も利用した場合の時間。斜線の箇所は計算困難。

## 裁判所予算額及び裁判所予算の割合の推移

	裁判所予算額 (単位100万円)	国家予算歳出総計 (単位100万円)	裁判所予算 の占める割合
2000 (H12)	318,666	84,987,053	0.375%
2001 (H13)	318,406	81,860,122	0.389%
2002 (H14)	317,104	81,229,993	0.390%
2003 (H15)	317,832	81,789,078	0.389%
2004 (H16)	315,444	82,110,925	0.384%
2005 (H17)	325,983	82,182,918	0.397%
2006 (H18)	333,106	79,686,024	0.418%
2007 (H19)	330,394	82,908,808	0.399%
2008 (H20)	327,581	83,061,340	0.394%
2009 (H21)	324,733	88,548,001	0.367%
2010 (H22)	323,178	92,299,193	0.350%
2011 (H23)	320,022	92,411,613	0.346%
2012 (H24)	314,665	90,333,932	0.348%
2013 (H25)	298,878	92,611,539	0.323%
2014 (H26)	311,058	95,882,303	0.324%
2015 (H27)	313,097	96,341,951	0.325%
2016 (H28)	315,300	96,721,841	0.326%
2017 (H29)	317,703	97,454,709	0.326%
2018 (H30)	321,211	97,712,769	0.329%
2019 (R1)	325,574	101,457,094	0.321%
2020 (R2)	326,624	102,657,971	0.318%

財務省ホームページより

### 2000(H12)と2020(R2)の比較

	2000(H12)	2020(R2)	増減
裁判所予算額(単位100万円)	318,666	326,624	+7,958
国家予算歳出総計(単位100万円)	84,987,053	102,657,971	+17,671,918
裁判所予算の割合	0.375%	0.318%	-0.057%



## 藤沢簡裁管轄内自治体 法律相談件数及び家事事件の割合

家事事件

### 藤沢市

内 容	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	合計
相 続 贈 与	156	150	148	166	123	743
離 婚	156	153	157	144	133	743
親 族 扶 養	44	34	46	47	33	204
男 女 関 係	17	26	23	20	8	94
不 動 産	44	49	54	57	45	249
相 隣	60	45	65	57	51	278
借 地 借 家	118	105	106	113	78	520
金 銭 貸 借	77	56	49	38	32	252
サラ金・多重債務	8	1	3	0	3	15
損 害 賠 償	114	100	147	159	71	591
商 取 引	21	21	24	21	23	110
交 通 事 故	13	8	2	3	4	30
そ の 他	212	226	208	219	192	1,057
合 計	1,040	974	1,032	1,044	796	4,886
家 事 事 件 合 計	356	337	351	357	289	1,690
家 事 事 件 割 合	34.2%	34.6%	34.0%	34.2%	36.3%	34.6%

### 茅ヶ崎市

内 容	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	合計
相 続 贈 与	200	207	211	216	205	1,039
夫 婦 親 子	187	170	227	220	176	980
土 地 建 物	38	74	78	114	89	393
金 銭 貸 借	46	61	36	63	55	261
金銭貸借（サラ金）	37	30	25	20	40	152
相 隣 関 係	50	51	73	69	51	294
民 事 そ の 他	277	232	274	247	281	1,311
交 通 事 故	25	21	14	22	19	101
登 記	3	7	3	3	1	17
行 政	2	1	2	0	1	6
税 務	0	0	0	0	0	0
市 民 安 全	0	0	0	0	0	0
犯 罪 被 害	0	0	0	0	0	0
合 計	865	854	943	974	918	4,554
家 事 事 件 合 計	387	377	438	436	381	2,019
家 事 事 件 割 合	44.7%	44.1%	46.4%	44.8%	41.5%	44.3%

## 大和市

内 容	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	合計
親 族	188	144	131	103	93	659
相 続	93	100	87	79	46	405
金 銭 貸 借	98	89	76	46	49	358
不 動 産	62	81	67	56	41	307
損 害 賠 償	53	49	62	44	42	250
相 隣	30	34	34	13	18	129
行 政	4	4	4	5	1	18
そ の 他	38	35	36	28	28	165
合 計	566	536	497	374	318	2,291
家 事 事 件 合 計	281	244	218	182	139	1,064
家 事 事 件 割 合	49.6%	45.5%	43.9%	48.7%	43.7%	46.4%

## 海老名市

内 容	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	合計
夫 婦 ・ 親 族	159	124	169	127	103	682
相 続	208	158	164	177	112	819
土 地	29	23	28	32	27	139
家 屋	25	20	24	21	18	108
手 形 ・ 債 権	39	56	55	64	43	257
賠 償 ・ 保 証	48	44	24	41	21	178
交 通 事 故	5	10	7	4	3	29
そ の 他	89	99	101	74	80	443
合 計	602	534	572	540	407	2,655
家 事 事 件 合 計	367	282	333	304	215	1,501
家 事 事 件 割 合	61.0%	52.8%	58.2%	56.3%	52.8%	56.5%

## 綾瀬市

内 容	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	合計
相 続 贈 与	101	98	104	98	95	496
離 婚	75	55	65	58	49	302
夫 婦 親 子	27	18	18	31	12	106
土 地 建 物	34	46	46	43	28	197
交 通 事 故	21	16	13	15	10	75
賃 貸 金	17	51	51	42	23	184
商 事 一 般	3	5	5	9	5	27
相 隣 関 係	7	10	10	17	15	59
そ の 他	99	77	77	72	57	382
合 計	384	376	389	385	294	1,828
家 事 事 件 合 計	203	171	187	187	156	904
家 事 事 件 割 合	52.9%	45.5%	48.1%	48.6%	53.1%	49.5%

寒川町

内 容	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	合計
相 続	56	42	55	56	57	266
贈 与	2	1	2	0	1	6
夫 婦	3	7	3	4	11	28
離 婚	32	29	36	30	28	155
親 子	3	7	10	4	7	31
離 縁	4	4	1	0	2	11
扶 養	5	2	4	2	3	16
親 権	3	0	0	2	0	5
後 見	1	5	5	2	3	16
そ の 他 家 事 事 件	6	6	8	10	3	33
相 隣 関 係	10	18	13	17	17	75
債 務 不 履 行	1	4	6	2	6	19
売 買	6	2	7	1	4	20
金 銭 貸 借	14	14	8	12	16	64
借 地	5	4	5	7	5	26
借 家	7	1	3	6	2	19
不 法 行 為	15	13	14	10	16	68
交 通 事 故	4	6	1	4	3	18
登 記	2	2	2	0	2	8
商 事	1	3	2	7	1	14
そ の 他 民 事 事 件	15	22	22	31	18	108
暴 行 傷 害	0	1	1	0	2	4
脅 迫	0	1	0	0	1	2
住 宅 侵 入	0	1	0	0	0	1
詐 欺	0	1	0	0	0	1
そ の 他 刑 事 事 件	4	1	1	0	1	7
合計	199	197	209	207	209	1,021
家 事 事 件 合 計	115	103	124	110	115	567
家 事 事 件 割 合	57.8%	52.3%	59.3%	53.1%	55.0%	55.5%

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	合計
全市町合計	3,656	3,471	3,642	3,524	2,942	17,235
全市町の家事事件合計	1,709	1,514	1,651	1,576	1,295	7,745
家事事件割合	46.7%	43.6%	45.3%	44.7%	44.0%	44.9%

# 家庭裁判所・家庭裁判所出張所・簡易裁判所について

## 1 家庭裁判所

家庭裁判所は、家庭内の紛争やその他家庭に関する事件（家事事件）と、少年が行った犯罪（非行）に関する事件（少年事件）を取り扱う裁判所です。

全国に本庁が50庁、支部が203庁あり、神奈川県内には、横浜本庁と、川崎・相模原・横須賀・小田原の4つの支部があります。

家事事件には、以下のような種類があります。調停では当事者の話し合いを裁判所が仲介し、審判や訴訟では裁判官が判断します。

調停事件：離婚、養育費請求、面会交流、遺産分割など

審判事件：相続放棄、後見人等の選任、子の氏の変更など

人事訴訟事件：離婚、離縁など

## 2 家庭裁判所出張所

家庭裁判所出張所（家裁出張所）は、家庭裁判所の事務の一部を取扱う機関であり、最高裁判所の規則で設置することができます。

家裁出張所により取り扱う事務は異なりますが、家事事件の受付、家事調停・審判などを行い、離婚訴訟事件・少年事件等は対象外です。

全国に77か所の家裁出張所があり、全ての出張所が簡易裁判所に併設されています。

関東地方では、東京都（八丈島、伊豆大島）、埼玉県（飯能、久喜）、群馬県（中之条）、千葉県（市川）に家裁出張所がありますが、神奈川県内にはありません。

## 3 簡易裁判所

簡易裁判所は、請求金額が140万円以下の民事訴訟事件や、少額訴訟（請求金額60万円以下）、罰金刑に該当する刑事事件など、比較的軽微な事件を扱います。

民事事件の調停も行われますが、家事事件は取り扱っていません。

全国に438庁の簡易裁判所があります。神奈川県内には11庁あり、「最も身近にある裁判所」ということができます。

## **成年後見制度について**

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が低下した方(成人)について、財産管理や身上保護などを行う人を選び、その方の支援を行う制度です。

成年後見制度には、大きく分けて、「法定後見」と「任意後見」の二つがあります。

### **1 法定後見**

法定後見とは、すでに本人の判断能力が不十分になっている場合に、本人が住む地域の家庭裁判所に、本人を支援する人（成年後見人・保佐人・補助人）の選任の申立をし、家庭裁判所が成年後見人等を選ぶ制度です。

法定後見には、本人の判断能力の程度によって、「成年後見」「保佐」「補助」の3つの種類があり、どれを選ぶかについては、医師の診断書や鑑定等を基に、裁判所が判断します。

### **2 任意後見**

任意後見とは、今は判断能力に問題は無いが、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、支援してもらいたい行為の内容や、支援をお願いする人（任意後見人）を、契約によって決めておく制度です。

任意後見は、まず、公証役場で「任意後見契約書」を作成し、その後、本人の判断能力が不十分になった場合に、改めて、本人が住む地域の家庭裁判所で、任意後見人を監督する人（任意後見監督人）を選ぶ手続きを行い、この任意後見監督人が選任された後に、任意後見人としての仕事がスタートします。

### **3 成年後見制度の利用促進**

平成28年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定された、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月に閣議決定）において、施策の目標として、「全国どの地域においても、必要

な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ること」が掲げられ、5年計画（平成29年度～令和3年度）で、地域連携ネットワークの中核機関の整備や、市町村計画の策定など、地域の体制整備を推進していくこととされています。

## 成年後見制度の一覧表

	任意後見	法定後見		
		補助	保佐	成年後見
後見人等の選任	本人が選ぶ	裁判所が選ぶ		
本人の判断能力	あり	不十分	特に不十分	欠けているのが常態
後見人等の権限	契約で決められた行為の代理権。取消権はない。	裁判所が許可した行為の同意権・取消権・代理権	民法規定の特定の行為の同意権・取消権と、裁判所が許可した行為の代理権。	日常的な買い物等以外の財産に関する行為の代理権・取消権。同意権はない。
手続	公証役場で任意後見契約書を作成。 本人の判断能力低下後、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をする。	家庭裁判所に後見人等選任の申立をする。		
裁判所に申立を行える人	本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見人など。	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市区町村長など。		
後見人等の監督	任意後見監督人が行う	裁判所が行う。後見人等とは別に、監督人が選任されることもある		

# 児童相談所及び児童虐待に関する家庭裁判所の役割について

## 1 児童相談所

児童相談所とは、児童福祉法に基づき設置された、児童福祉の専門機関です。都道府県と、政令指定都市などが設置します。

児童相談所の業務には、以下のようなものがあります。

- ① 児童に関する問題について、家庭や学校等から相談を受ける。
- ② 児童及びその家庭につき、必要な調査や専門的な判定を行う。
- ③ 上記の調査や判定に基づき、児童や保護者等に対し必要な指導を行う。
- ④ 児童を一時保護所に保護し、親元に戻すか、児童養護施設などに預けるかを決定する。

### 神奈川県内の児童相談所一覧

設置者	機関名	管轄地域
神奈川県	中央児童相談所	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
	大和綾瀬地域児童相談所	大和市、綾瀬市
	厚木児童相談所	海老名市、厚木市、座間市、愛川町、清川村
	鎌倉三浦地域児童相談所	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	平塚児童相談所	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
	小田原児童相談所	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
横浜市	中央児童相談所	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区
	西部児童相談所	保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区
	横浜市南部児童相談所	港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区
	横浜市北部児童相談所	港北区、緑区、青葉区、都筑区
川崎市	子ども家庭センター (中央児童相談所)	川崎区、幸区、中原区
	中部児童相談所	高津区、宮前区
	北部児童相談所	多摩区、麻生区
相模原市	相模原市児童相談所	相模原市
横須賀市	横須賀市児童相談所	横須賀市

※大和綾瀬地域児相は、神奈川中央児相と厚木児相から分離して令和3年4月に新設

## 2 児童虐待

児童虐待には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つの類型があります（児童虐待防止法2条）。

- ①身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などで拘束する 等
- ②性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする 等
- ③ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、不潔にする、自動車の中に放置する、病院に連れて行かない 等
- ④心理的虐待 言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう 等

神奈川県内の児童相談所への児童虐待に関する相談等の件数（令和2年度）

神奈川 中央	厚木	鎌倉三 浦地域	平塚	小田原	横浜市	川崎市	相模原 市	横須賀 市
2012	1836	501	1065	817	8853	3733	1596	636

## 3 児童虐待に関する家庭裁判所の役割

児童虐待に関する家庭裁判所の役割には、以下のようなものがあります。

### ① 一時保護等に関する判断

児童相談所長等が、親権者等の意に反して以下の手続を行う場合、家庭裁判所の審査（審判）が必要になります。

- ・児童養護施設への入所等（児童福祉法28条1項）
- ・2年を超える児童福祉法28条1項の措置（児童福祉法28条2項）
- ・2ヶ月を超える一時保護（児童福祉法33条5項）

一時保護に関しては、上記以外の場合に対しても、家庭裁判所の審査の対象とすべきである、という意見があります。

### ② 親権喪失と親権停止

虐待がある場合など、親権の行使が困難又は不相当であり、子の利益が害される場合、家庭裁判所の審判により、親権の喪失（民法834条）や停止（民法834条の2）が行われることがあります。

### ③ 家事調停等と児童虐待

離婚や親権者変更調停等で、当事者から子への虐待が主張された場合、家庭裁判所の調査官による調査等が行われることがあります。



地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

### ③国

- 国においては、都道府県・市町村からの相談に積極的に応じ、財源を確保しつつ、国の予算事業の積極的活用などを促すとともに、各地域における効果的・効率的な連携の仕組みの具体的検討に資するため、各地域の取組例を収集し、先進的な取組例の紹介や、連携強化に向けての試行的な取組への支援等に取り組む。
- また、国は、都道府県等を通じ、国の基本計画を踏まえた全国における取組状況を把握し、地域における取組状況に格差が生じていないか等を継続的に確認し、必要な助言等を行うとともに、取組の進捗状況等を勘案し、必要な支援策について検討していくこととする。

- 保佐・補助を含めた成年後見制度の利用の促進による事件数の増加に対応できるよう、裁判所の必要な体制整備が望まれる。

※ なお、地域において、既存の資源を活用しつつ、横断的で効率的な連携の仕組み構築が可能となるよう、国・都道府県・市町村においては、既存の制度の弾力的な活用等に配慮する。

### ④関係団体

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待される。

#### ア) 福祉関係者団体

- 今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されることとなる。

慮しつつ、裁判所へのアクセス拡充の見地から積極的に検討すべきである。

## エ 裁判所の配置

裁判所の配置については、人口、交通事情、事件数等を考慮し、不断の見直しを加えていくべきである。

現在の簡易裁判所や地方・家庭裁判所支部の配置は、昭和62年の法改正及び平成元年の最高裁判所規則の改正により、統合・新設等の見直しが行われたものである。

これらの見直しは、将来の人口及びその動態、事件数の動向、管内面積、交通事情の変化などを考慮に入れて実施されたものであるが、今後とも、裁判所の利便性を確保する見地から、裁判所の配置について、上記の要素等を考慮しつつ、不断の見直しを加えていくべきである。

## (4) 被害救済の実効化

### ア 損害賠償額の認定

損害賠償の額の認定については、全体的に見れば低額に過ぎるとの批判があることから、必要な制度上の検討を行うとともに、過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる。

我が国における不法行為に基づく損害賠償制度は、他人の違法な行為によって損害を受けた者がいる場合に、その被害者に生じた現実の損害（精神的損害を含む。）を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものと考えられている。

損害賠償の額の認定については、全体的に見れば低額に過ぎるとの批判があることから、必要な制度上の検討を行うとともに、過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる（なお、この点に関連し、新民事訴訟法において、損害額を立証することが極めて困難であるときには、裁判所の裁量により相当な損害額を認定することができるとして、当事者の立証負担の軽減を図ったところである。）。

衆議院 法務委員會 議 録 第 五 号

平成三十年三月三十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長	平口 洋君
理事	大塚 拓君 門 博文君
理事	田所 嘉徳君 藤原 崇君
理事	古川 禎久君 山尾志桜里君
理事	井出 府生君 國重 徹君
理事	安藤 裕君 井野 俊郎君
	石崎 徹君 岩田 和親君
	上野 宏史君 鬼木 誠君
	門山 宏哲君 神田 裕君
	菅家 一郎君 城内 実君
	黄川田仁志君 小林 茂樹君
	谷川 とむ君 中曾根康隆君
	古川 康君 本田 太郎君
	山下 貴司君 和田 義明君
	逢坂 誠二君 松田 功君
	松平 浩一君 源馬謙太郎君
	階 猛君 森田 俊和君
	柚木 道徳君 大口 善徳君
	黒岩 宇洋君 藤野 保史君
	串田 誠一君 重徳 和彦君
法務大臣	上川 陽子君
法務副大臣	葉菜 康弘君
法務大臣政務官	山下 貴司君
文部科学大臣政務官	宮川 典子君
最高裁判所事務総局長	中村 愼君
最高裁判所事務総局人事局長	堀田 眞哉君
最高裁判所事務総局総務局長	並井 之彦君
最高裁判所事務総局経理局長	

最高裁判所事務総局民事局長 平田 豊君  
 最高裁判所事務総局行政局長 福田 紀夫君  
 政府参考人 (人事院事務総局人材局長) 金子 修君  
 政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 小出 邦夫君  
 政府参考人 (法務省大臣官房司法法制部長) 小野瀬 厚君  
 政府参考人 (法務省民事局長) 館内比佐志君  
 政府参考人 (法務省労働局長) 成田 裕紀君  
 政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 齋藤 育子君  
 法務委員会専門員 齋藤 育子君

委員の異動

三月三十日

安藤 裕君 補欠選任 本田 太郎君  
 鬼木 誠君 岩田 和親君  
 源馬謙太郎君 森田 俊和君  
 同日  
 岩田 和親君 補欠選任 鬼木 誠君  
 本田 太郎君 石崎 徹君  
 森田 俊和君 源馬謙太郎君  
 同日  
 石崎 徹君 補欠選任 安藤 裕君

三月三十日  
 裁判官任用者数の削減に抗議し、その大幅増員等を求めることに関する陳情書(千葉市中央区中央四の一三の九 及川智志(第八一号))

「差別禁止法の早期制定とインターネット上における差別・人権侵害の防止策を求めることに関する陳情書(鳥取県八頭郡智頭町大字智頭二〇七二の二 寺谷誠一郎外一名(第八二号))」  
 若年者の消費者被害対策を欠いた民法の成年年齢引き下げに反対することに関する陳情書(神戸市中央区橋通一-四の三 白承彦(第八三号))  
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
 政府参考人出頭要求に関する件  
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○平口委員長 これより会議を開きます。  
 内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として人事院事務総局人材局長福田紀夫君、法務省大臣官房審議官金子修君、法務省大臣官房司法法制部長小出邦夫君、法務省民事局長小野瀬厚君、法務省労働局長館内比佐志君及び厚生労働省大臣官房審議官成田裕紀君の出席を求め、説明を聴取いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
 ○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 次に、お諮りいたします。  
 本日、最高裁判所事務総局総務局長中村愼君、人事局長堀田眞哉君、経理局長並井之彦君及び民事局長兼行政局長平田豊君から出席説明の要求が

ありますので、これを承認するに御異議ありませんか。  
 〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
 ○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 これより質疑に入ります。  
 質疑の申出がありますので、順次これを許します。松田功君。

○松田委員 おはようございます。立憲民主党の松田功でございます。  
 本日、朝一番で、トップバッターでさせていただきます。元氣よくいきたいと思っております。よろしくお願いたします。

本日は、裁判所定員法の一部を改正する法律案の審議でございますが、裁判所の人的体制は今十分なので、特に、成年後見人制度や労働裁判との関係で裁判所の体制整備をどう進めていくのかを中心に議論したいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。  
 まず、諸外国に比べて日本の裁判官の数がどのようになっているのでしょうか。現状をお伺いしたいと思っております。また、日本の裁判官の手持ち数の現状と最近の推移はどうなっているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたします。  
 諸外国と我が国では制度や手続等が大きく異なりますし、またアメリカ、イギリスといった国では相当数の非常勤の裁判官というのがあるため、我が国の裁判官と同等の権限を有する諸外国の裁判官を特定、抽出して、その数を比較することは甚だ困難なところではございますが、それを前提に、日本につきましては、平成二十九年の簡易裁判所判事を除いた裁判官の数であります三千

三十五人、人口十万人当たりということで裁判官数を見て、諸外国については、裁判所において把握している直近の裁判官数で計算してみたところ、日本におきましては十万人当たり二・三九人ということになります。アメリカは九・九〇人、イギリスが五・五三人となつてるところでございます。

また、手持ち件数についての御質問がございました。一人の裁判官が複数の種類の事件を取り扱うということが通常でございますので、なかなか平均的な手持ち事件数を割り出すのは容易ではございませんが、民事訴訟事件のみを担当しております東京地裁の民事通常部における裁判官一人当たりの手持ち件数は、平成二十九年末で約百九十九件ということでございまして、平成二十五年末から二十八年末までおおむね百七十件から百九十件の間で推移しているところでございます。

○松田委員 手持ち件数でありますけれども、平成二十五年が百七十、二十九年が百九十ということと高どまりで、日本の裁判官が他の先進国に比べても高どまりで、減っていないという現状があらわれているところでありまして、大きく見るとき、今の日本の裁判所の人的体制は十分と言いきれない状況であるように思われます。国民からすると、裁判に時間がかかるのに、丁寧な裁判を受けられないというような状況であるようにも思われます。

日弁連なども要望はされておりますけれども、国民がよい裁判を受けられるように、裁判官を増員して、裁判官の手持ち件数を減らして、裁判官の多忙を改善し、裁判の質を高めるべきではないかと思われますが、いかがでしょうか。

○中村最高裁判所長官代理人 答えいたしました。先ほど答弁いたしましたとおり、裁判官一人当たりの手持ち件数というのはなお高水準なところでございます。委員御指摘のとおり、裁判所にとりましては、一件一件の事件を適正迅速に審理、判断し、質の

高い裁判を提供することがその役割を果たしていることだと考えております。そのためには、裁判事務に従事する裁判官を中心とする人的体制の充実と、この最も重要な課題の一つというふうに考えているところでございます。

裁判所といたしましては、これまでも、事件動向等を踏まえまして、毎年、裁判官の増員を図つてきたところでございまして、平成三十年度につきまして、事件動向や事件処理状況等を踏まえて、民事訴訟事件及び家事事件の適正迅速な処理を図るため、判事五十人の増員が必要と考えているところでございます。

○松田委員 本日に質のいい裁判をすることが国民にとって非常にいいことで、皆さん努力はされていることは重々感じておるところであります。が、やはりそういうことで、多忙でなかなか受けられにくいような状況を少しでも減らしていくことが重要と考えておりますので、ぜひ進めていただければというふうに思っております。

次に、成年後見人制度利用促進と家庭裁判所の体制整備について取り上げさせていただきます。超高齢化社会の進行と認知症の増加のもと、成年後見人事件数はどのようにふえているのでしょうか。また、それらを含め家庭裁判所で扱う家事事件はどのようにふえているのでしょうか。御説明をいただきたいと思っております。

○中村最高裁判所長官代理人 答えいたしました。成年後見関係事件につきましては、近年増加を続けています。成年後見等の開始事件につきましては、平成十九年に約三万件だったものが平成二十九年には約五万件と、過去最高を記録しているところでございます。

後見等監督処分事件、また実質的に専門職後見人等に対し監督として機能しております報酬付与事件の合計につきましては、平成十九年には約六万四千件だったものが平成二十九年には約二十九万一千件と、こちらも過去最高を記録しているところでございます。

こうした後見関係事件を含みます家事審判事件は、近年はほぼ一貫して増加しておりまして、平成十九年には約五十八万三千件だったものが平成二十九年には約八十六万四千件と、これも過去最高を記録しております。

家事調停事件につきましても、従前から増加傾向にございまして、平成二十四年には約十四万二千件と過去最高を記録しました。平成二十五年以降はやや減少したものの、平成二十九年にも約十三万九千件となつているところでございます。

○松田委員 楽しい話題やうれしい話題が過去最高というところでありまして、事件が、事件がいろいろ事案で悩まれている方とかいろいろ問題が各所であつた中で、そういうことを適切に行つていただいている中でありまして、やはり数字としては非常に大きく伸びている状況であることがうかがえます。

そんな中、家庭裁判所における成年後見人関係事件、それを含む家事事件も大きくふえている中であります。一昨年に成立した成年後見人制度利用促進法では、成年後見人などの事務の監督並びに成年後見人などに対する相談の実施及び助言その他の支援にかかわる機能を強化するため、家庭裁判所などにおける必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずるとされております。

○中村最高裁判所長官代理人 答えいたしました。成年後見事件に関しましては、委員御指摘のとおり、その事件に関与いたします、特に判断を行う裁判官、そして裁判官を補佐して各手続段階におけます後見人等の提出書類の審査あるいは事件関係者に制度を理解してもらうための説明を行うことを職責といたします書記官につきましても、その人的体制の充実を図つてきたところでございます。

御指摘のとおり、今後、成年後見制度利用促進に関する法律及び利用促進基本計画を受けて、さらなる事件数の増加も予想されるところでございまして、これらの増加に適切に対応し、後見人等の事務に対する監督を充実させていく必要があるというふうに考えております。今回の増員のうちでも、家事事件処理の充実強化ということで、判事及び裁判所書記官の増員をお願いしているところでございます。

裁判所といたしましては、今後とも必要に応じまして家庭事件について適正迅速に処理することができるよう、引き続き体制整備に努めてまいりたいと思っております。

○松田委員 家庭裁判所で扱う事件がふえている中であります。家裁の支部、出張所が少ないという声も全国的にお聞きをいたしております。全国各地の中で、例えば一つ例を挙げさせていただきますと、神奈川県藤原郡の藤原裁判所管内の人口が百七万人と、十三の郡よりも多いんですが、家庭裁判所の支部、出張所もないため、地元の市議会や弁護士会から設置を求めた要望が出されております。また、千葉県厚狭市家庭裁判所出張所では、管内人口が百二十五万八千人ですが、出張所にとまっております。

全国的なバランスを見ても、家庭裁判所の支離、出張所をふやしていくべきではないかと思われまうが、最高裁の方のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたしました

裁判所の支部、家裁出張所の設置につきまして  
は、裁判所へのアクセス、提供する司法サービス  
等を総合した国民の利便性を確保するという観点  
から、人口動態、交通事情の変化、裁判所を取り  
扱う事件数の動向等を考慮して、また、IT技術  
の進展等も視野に入れながら、委員御指摘のと  
おりの全国的バランスも見つつ、総合的な利便性の  
向上の見地から検討していく必要があるというま  
うに認識しているところでございます。

現時点で直ちに新設しなければならぬという  
状況は考えませんが、今後とも、人口動  
態、交通事情の変化、案件動向、IT技術の進展  
等のさまざまな観点を注視して、適正迅速な事件  
処理に支障がなないようにしていきたいというま  
うに考えているところでございます。

○松田委員 続きまして、労働審判について取り  
上げさせていただきます。労働審判について取り  
上げさせていただきます。労働審判について取り  
上げさせていただきます。

労働審判は、解雇や給料未払いなど職場の争い  
事を訴訟よりも素早く解決する紛争解決手続で、  
裁判官が務める審判官と専門家である労働審判員  
によって地方裁判所において行われるもので、働  
く人々にとって重要な手段の一つであります。  
働き方改革や雇用問題が重要となる中、労働裁  
判の件数はどのようにふえているのでしょうか。  
お聞かせください。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたしま  
す。  
平成十八年四月に労働審判法施行以降、全国の  
裁判所における申立て件数は年々増加しておりま  
す。制度発足当初は約千五百件というところで  
ございましたが、平成二十一年以降、約千五百  
件の水準で推移しているところでございまして、  
平成二十九年には約三千四百件というふうになっ  
ているところでございます。

○松田委員 それでは、労働審判事件を扱う地方  
裁判所やその支部は幾つあるのでしょうか。教え  
ていただきたいと思っております。

また、各地方裁判所や支部における労働審判事  
件数はどのようになっているか、例として一番多  
い地域と少ない地域、それとまた、昨年四月から  
新たに労働審判を扱うようになった三支部につ  
いてお答えをいただきたいと思っております。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたしま  
す。  
労働審判事件は、全国全ての地方裁判所の本庁  
ほか東京地裁の立川支部、福岡地裁小倉支部にお  
いて取り扱っておりますが、二十九年四月から、  
静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広  
島地裁福山支部において労働審判事件の取扱いを  
開始いたしました。現在合計五十五庁で取り扱っ  
ているところでございます。

新設事件についてのお尋ねですが、事件数の一  
番多い本庁、これは東京地裁でございまして、平  
成二十九年一月から十二月末というところで九百七  
十六件というところでございます。一番少ない庁は  
高知地方裁判所、これは同じ期間で五件という  
ことでございます。

二十九年四月から取扱いは開始いたしました。  
先ほど御答弁申し上げました三庁につきまして  
は、四月から十二月までの事件数という数字です  
が、浜松支部は二十三件、松本支部が十四件、福  
山支部が八件となっております。労働審判  
は五十の地方裁判所と五つの支部のみで行われ  
ているのですが、地方裁判所まで行くのは大変な  
ので、あるいは地裁が非常に混み合っているので、労働審  
判を扱う支部をふやしてほしいという声が出てお  
ります。

どこにふやすか検討するためには、都道府県単  
位より細かい地域別数字が必要だと思っております。  
その際、労働相談、助言、指導、あっせんなどの個  
別労働紛争解決制度のうち、労働条件などにつ  
いて労働者と事業主との間の民事上の個別労働紛争  
の相談件数がベースになると考えられます。  
これらの数字は厚生労働省のホームページで都  
道府県単位の数字でしか公表をされておらず

が、各県の労働局には各地の労働相談コーナーの  
数字があるとお聞きいたします。議論のベースと  
して数字を出していただくことに厚生労働省にも  
ぜひ御協力をお願いしたいと思います。いかが  
でしょうか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。  
厚生労働省におきましては、都道府県労働局及  
び各労働基準監督署などに設置している総合労働  
相談コーナーに寄せられた総合労働相談の状況に  
ついて毎年公表しているところでございます。

総合労働相談のうち、御指摘の民事上の個別労  
働紛争の相談件数につきましては、現在、都道府  
別の件数を公表しているところでございまして、  
労働審判制度の検討の際には、より詳細な地域  
別の件数のお求めがあった場合には、情報提供に  
ついて検討してまいりたいと考えております。

○松田委員 前向きのお答えをいただきました。あ  
りがとうございます。  
そのような数字を見ながら、働く人たちのため  
に、労働審判を扱う地方裁判所の支部をぜひふや  
してほしいと思っております。

最高裁のお考えを最後に伺いたいと思  
います。  
○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたしま  
す。

支部において労働審判事件を取り扱うかどうか  
を判断するに当たっては、予想される事件数  
が一つの考慮要素になります。この観点からは、  
委員御指摘の相談件数のようなデータも考慮に入  
れることが考えられるところでございまして、厚  
生労働省さんに対しても、必要に応じて協力を  
求めてまいりたいというふうを考えていること  
でございまして。

ただ、支部において労働審判事件を取り扱うか  
どうかということは、予想される事件数のほか、  
本庁に移動するための所要時間等の状況、また  
事件処理体制、労働審判事件の運用状況、また  
労働審判員の安定的な確保といったさまざまな事  
情、地域的事情を総合的に勘案しながら検討して  
いかなければならないというふうに考えておりま  
す。

先ほどの三支部については、新たに取扱いは開  
始いたしました。ほぼ一年が経過するところでござ  
いまして、支部において労働審判事件を取り扱  
うかどうかについては、これらの三支部の運用  
状況も注視し、さらに御答弁申し上げました諸要  
素を総合的に勘案して、引き続き検討してまいり  
たいというふうに考えております。

○松田委員 ありがとうございます。ぜひ、回  
民のためにしっかりと御検討して進めていって  
いただきたいと思っております。  
質問を終わります。ありがとうございます。

○平口委員 次に、山尾志桜里君。  
きょうは、裁判官の定員法の質疑であります。  
私の方からは、裁判官が、いわゆる水田町に  
勤務をし官休としての経験を積んだ後に、また裁  
判官に戻っていくというシステムの現状につ  
いて、少し問題提起をするような二十分にしたい  
と思っております。

きょうは法務省の小野瀬民事局長においてを  
いただきました。  
小野瀬局長、法曹としてのスタートは、法務省  
あるいは検察庁でいらっしゃいますか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。  
私は、昭和六十一年四月に東京地方裁判所の判  
事補に任官いたしました。それが法曹としてのス  
タートでございます。

○山尾委員 ありがとうございます。  
お手元の資料に、小野瀬局長のキャリアパスを  
配付させていただきました。昭和六十一年四月に  
裁判官として任官されて、判事補です。現在四  
月ですから、三十二年という長いキャリアを積ま  
れておられます。

このキャリアを見ますと、昭和六十三年四月で  
すね、判事補となられて二年して間もなく法務省  
の民事局付になられて、裁判所と法務省をかなり  
頻りに往たり来たりされて、裁判官として  
実務に当たられていたのは、創設の二年、東京家

# 法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」制度面の取りまとめ（令和2年12月）の概要

子どもの成長・未来のために、『離婚後は当然に養育費が支払われる』『親の都合で不払いを許さない』社会の実現へ

以下の課題につき、制度の見直し・制度的在り方等の今後の検討を提案。養育費の不払い解消に向け、政府・社会を挙げた取組を期待。

養育費の理念・取決め段階	養育費の取立て・不払いの支援段階	養育費の支払の促進策等
<p>〈養育費請求権の明確化・優先化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○養育費は子のための重要な権利</li> <li>○民法上、性質や位置付けを明確に規定</li> <li>○養育費取決め時の考慮要素の具体化</li> </ul>	<p>〈強制執行手続の負担軽減や利用促進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親の権利行使を容易にする、強制執行手続の負担軽減のための見直しを検討</li> <li>○相手方の住所・財産を把握する負担を軽減する制度上の措置</li> <li>○家裁の履行勧告・履行命令の拡充・活用</li> </ul>	<p>〈社会全体としての支払促進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○養育費を確実に確保するための各方面における様々な環境整備</li> </ul>
<p>〈協議離婚時に夫婦間の取決め促進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○協議離婚に先立ち、公的機関の実施する親ガイダンスの提供、受講の確保</li> <li>○離婚届と合わせ、自発的な養育費取決めを公的機関に届ける制度の創設（インセンティブ付与）</li> </ul>	<p>〈民間のサービスの活用による支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公的機関を債権者とする養育費請求権の大量一括処理スキームが整備されれば、民間サービスのノウハウの活用を検討</li> <li>○保証サービスの選択は選択肢の一つとなり得るが、費用負担等の課題もあり、多角的に検討</li> </ul>	<p>〈公的給付・税制との関係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インセンティブを高める観点から、公的給付・税制との関係を、制度趣旨・公平性を踏まえ、検討</li> </ul>
<p>〈裁判・民間ADRでの取決め促進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○調停等の審理迅速化、ひとり親の負担軽減</li> <li>○民間ADRにおけるIT利用の推進、和解合意への執行力付与の問題を検討</li> </ul>	<p>〈強制徴収制度等の取立て支援の方策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな法整備を行い、公的機関が代わって回収する強制徴収制度について、引き続き検討</li> <li>○強制徴収と同様の機能・効果を生ずる新たな枠組みを設けることも検討</li> <li>○考え得るスキームについて、必要性、効果等の検討を進める</li> </ul>	<p>〈不払いの義務者への制裁強化等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○悪質な不払い者に対する不利益・制裁制度を、効果・弊害から検討</li> </ul>
<p>〈取決めができない場合に対応する方策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○離婚成立で一定額を自動発生させる仕組みは、メリット・デメリットが考えられ、引き続き検討</li> </ul>	<p>〈公的給付・立替払いによる支援の方策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○養育費不払いに着目した公的給付や立替制度につき、選択肢や課題を整理し引き続き検討</li> <li>○緊急給付による一時的支援措置等を検討</li> <li>○考え得るスキームについて、必要性、効果等の検討を進める</li> </ul>	<p>〈DV・児童虐待等への対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心に取決め等を行う必要</li> <li>○支援の充実、制度改善等、DV・児童虐待対応を含む、総合的対応</li> </ul>
	<p>〈国・自治体の責任・関与〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国・自治体で、より一層総合的・効果的対応を進める必要性</li> </ul>	<p>〈離婚前別居期間中の養育費確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○別居中の養育費確保のための方策</li> <li>○別居中の子の状況に関する実態調査</li> <li>○別居中の支援・福祉等も検討</li> </ul>

## 藤沢簡裁への家裁出張所併設運動に関する主な経緯

平成22(2010)年	横浜弁護士会(現 神奈川県弁護士会)が「 <b>神奈川の司法10の提案 2010</b> 」を発行し 藤沢簡裁への家裁出張所併設を提案(詳細は神奈川県弁護士会ホームページ <a href="https://www.kanaben.or.jp/">https://www.kanaben.or.jp/</a> に掲載 )
平成25(2013)年	横浜弁護士会(現 神奈川県弁護士会)が「 <b>神奈川司法計画 2013 横浜家庭裁判所の抜本的充実を求めて</b> 」を発行し 藤沢簡裁への家裁出張所併設を提案(詳細は神奈川県弁護士会ホームページ <a href="https://www.kanaben.or.jp/">https://www.kanaben.or.jp/</a> に掲載 )
平成27(2015)年3月	藤沢市議会が 政府・最高裁判所宛に「藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書」を提出
平成27(2015)年4月	弁護士有志による「 <b>湘南弁護士の会</b> 」が発足し 藤沢簡裁への家裁出張所併設についての意見交換等を行う
平成28(2016)年6月	茅ヶ崎市議会が 政府・最高裁判所宛に「藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書」を提出
平成30(2018)年3月	神奈川県弁護士会会長が「藤沢簡易裁判所及び厚木簡易裁判所への家庭裁判所出張所の設置を求める会長声明」発表
平成30(2018)年4月	藤沢市内において「関東弁護士連合会 第13回 支部交流会～市民が利用しやすい司法実現に向けて～」が開催され 藤沢簡裁への家裁出張所併設運動についての報告が行われる
平成30(2018)年12月	寒川町議会が 政府・最高裁判所宛に「藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書」を提出
令和3(2021)年9月	綾瀬市議会が 政府・最高裁判所宛に「藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書」を提出
令和3(2021)年10月	藤沢市議会が 政府・最高裁判所宛に「藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、整備を求める意見書」を提出
令和3(2021)年12月	藤沢市内において「第14回 弁護士会支部サミットinふじさわ～家庭裁判所がここじゃない！？私たちの街に家庭裁判所出張所を～」が開催される(主催 神奈川県弁護士会)

## 藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書

超高齢社会を迎え、家庭裁判所で取り扱う成年後見関係事件や相続を初めとする家事事件は増加し続けている。当市でも、平成25年度の法律相談では、相続や離婚など家庭に関する相談が全体の約38%を占めた。また、65歳以上の高齢者の占める割合も年々高くなっており、今後も成年後見関係事件や相続に関する問題が継続して発生することが見込まれる。このような状況の中、司法の役割はますます増大し、その中核を担う裁判所の存在意義もさらに重要性を増している。

しかし、簡易裁判所では家庭に関する事件を取り扱わないため、家庭に関する問題を抱えた当市や近隣市町の住民が裁判所を利用する際には、藤沢簡易裁判所があるにもかかわらず横浜家庭裁判所本庁まで出向く必要がある。これは、高齢者等にとって大きな負担となっている。

現在、神奈川県内に家庭裁判所の出張所はないが、全国的にみると、簡易裁判所に家庭裁判所の出張所が併設されている例が77カ所もある。

これらに鑑みても、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設して成年後見関係事件の審判や離婚、相続の調停などを行えるようにし、地域住民に対する司法サービスの向上と充実を図ることが必要である。

よって、政府及び最高裁判所におかれては、身近な裁判所で家庭に関する問題を解決できるようにするため、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、人的物的体制の確保と予算措置を講じるよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

藤 沢 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
法 務 大 臣  
最 高 裁 判 所 長 官

} あて



## 藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書

超高齢社会を迎え、家庭裁判所で取り扱う成年後見関係事件や相続などの家事事件は増加傾向にある。本市が実施している法律相談の過去5年間の実績においても、離婚や相続など家庭に関する相談が全体の約43パーセントを占めている。また、65歳以上の高齢者の占める割合も年々高くなっており、今後も成年後見関係事件や相続に関する問題が継続して発生することが見込まれる。

このような状況の中、本市から最も近い裁判所としては藤沢簡易裁判所があるが、簡易裁判所では家事事件を取り扱わないため、家庭に関する問題を抱えた本市の住民が裁判所を利用する際は、横浜家庭裁判所本庁まで出向く必要があり、高齢者等にとって大きな負担となっている。

現在、神奈川県内に家庭裁判所の出張所はないが、全国的には、簡易裁判所に家庭裁判所の出張所が併設されている例が77箇所ある。

これらの状況に鑑みると、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設して、成年後見関係事件の審判や離婚、相続の調停などを行えるようにし、身近な裁判所で家庭に関する課題を解決できるようにする必要がある。

よって、国会、政府及び最高裁判所におかれては、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、人的物的体制の確保と予算措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
財務大臣  
最高裁判所長官

あて

神奈川県茅ヶ崎市議会



## 藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書

超高齢社会を迎え、家庭裁判所で取り扱う成年後見関係事件や相続などの家事事件は増加傾向にあり、当町が実施している法律相談の過去5年間の実績においても、家事事件に関する相談が全体の約57パーセントを占めている。加えて、高齢者の割合も年々高くなっており、今後も成年後見関係事件や相続に関する問題が継続して発生することが見込まれる。

このような状況の中、当町から最も近い裁判所としては藤沢簡易裁判所であるが、簡易裁判所では家事事件を取り扱わないため、家庭に関する問題を抱えた住民が裁判所を利用する際は、横浜家庭裁判所本庁まで出向く必要があり、高齢者等にとって大きな負担となっている。

現在、神奈川県内に家庭裁判所の出張所はないが、全国的には、簡易裁判所に家庭裁判所の出張所が併設されている例が77箇所ある。

これらの状況を鑑みると、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設して、成年後見関係事件の審判、離婚や相続の調停などを行えるようにし、身近な裁判所で家庭に関する課題を解決できるようにする必要がある。

よって、国会、政府及び最高裁判所におかれては、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所を併設し、人的物的体制の確保と予算措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

神奈川県高座郡寒川町議会  
議長 太田 真奈美

最高裁判所長官	大谷直人	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
法務大臣	山下貴司	殿
厚生労働大臣	根本匠	殿
総務大臣	石田真敏	殿

## 藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書

超高齢社会を迎え、成年後見関係事件をはじめとする家事事件は増加の一途をたどっている。成年後見のほか、離婚や相続など、家庭に関する事件を取り扱う裁判所は家庭裁判所だが、本市民が家庭に関する問題を抱え、裁判所を利用しようとする、横浜家庭裁判所本庁まで出向く必要がある。

本市でも、65歳以上の高齢者の占める割合が年々高くなっており、高齢化が進行している。今後も、成年後見関係事件や相続に関する問題が継続して発生することが見込まれ、平成28年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律においても、家庭裁判所の体制の整備が求められていることからすると、このような問題の解消は喫緊の課題と言える。

藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設して、成年後見関係事件の審判や離婚、相続の調停などを行えるようにし、本庁まで出向かなくても、身近な裁判所で家庭に関する問題を解決できるようにすべきである。

よって、国においては、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設すること、そのための人的物的体制を確保し、その予算措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

綾瀬市議会議長 橋川佳彦

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 法務大臣  
最高裁判所長官 あて

## 藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、整備を求める意見書

当市議会は、平成 27 年 3 月 19 日、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書を内閣総理大臣等に提出した。その後、平成 30 年 3 月 30 日、衆議院法務委員会において、中村最高裁判所事務総局総務局長から、「直ちに新設しなければならない状況にあるとは考えていないが、今後とも、人口動態、交通事情の変化、事件動向、IT 技術の進展等の様々な観点を注視して、適正迅速な事件処理に支障がないようにしていきたい」との答弁があったものの、この答弁から 3 年半が経過している。

藤沢簡易裁判所管轄市町の人口の合計は令和 2 年では 118 万人を超えており、横浜家庭裁判所横須賀支部、相模原支部の各管内人口よりも多くなっている。藤沢簡易裁判所管内に法律事務所を持つ弁護士数も 100 人を超えており、いずれの数字からも、本市に家庭裁判所出張所があつてしかるべきである。

また、今後、高齢者人口の増加が進み、家庭裁判所で取り扱う成年後見・保佐・補助事件の発生件数も引き続き増加することが見込まれる。横浜家庭裁判所本庁の事件件数のうち、藤沢簡易裁判所管内の件数は人口比からすれば多くの割合を占めていると考えられ、本地域が家庭裁判所を必要とする需要を多く抱えていることは明白である。

さらに、本市には中央児童相談所があり、当児童相談所の令和 2 年の児童虐待相談件数は横須賀市、相模原市の児童相談所を上回っており、虐待が疑われる児童の一時保護の司法審査の強化を求める社会の動きも強まっていることから、家庭裁判所がないことは社会のインフラとしても問題だと言わざるを得ない。

これらに鑑みても、藤沢簡易裁判所管内に家庭裁判所がないことは首都圏の司法過疎というべき事態であり、直ちに出張所を設置しなければならない状況にあると考える。

よって、政府及び最高裁判所におかれては、速やかに藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、家事受付・家事手続案内はもとより、調停・審判・成年後見等の事務処理を開始するため、人的物的体制の確保と十分な予算措置を講じるよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月7日

藤 沢 市 議 会

内閣総理大臣  
財 務 大 臣  
法 務 大 臣  
最高裁判所長官

} あて

## 藤沢簡易裁判所及び厚木簡易裁判所への家庭裁判所出張所の設置を求める会長声明

横浜家庭裁判所（本庁及び支部全体）の家事事件総数の新受件数は、平成15年は4万1209件のところ、平成28年は7万0125件と増加の一途をたどっている。中でも、超高齢社会を背景とし、成年後見関係事件の新受件数（後見・保佐・補助開始の審判等の合計）は、平成15年は1645件のところ、平成28年は3193件と倍増している。

神奈川県内においては、藤沢簡易裁判所管内（藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・海老名市・綾瀬市・高座郡）の人口は約117万人、厚木簡易裁判所管内（厚木市・伊勢原市・愛甲郡）の人口は約37万人に達し、今後も、管内で成年後見関係事件や離婚、相続に関する問題が継続して発生することが見込まれる。しかし、電車を利用した場合、徒歩時間も含めた藤沢市の中心部から横浜家庭裁判所本庁までの所要時間は約50分、厚木市の中心部から横浜家庭裁判所小田原支部までは約1時間を要することから、自動車を利用しない高齢者にとっては気軽に利用できる距離ではない。それぞれの管内にはさらに遠方の地域もあることを考えればなおさらである。平成28年に成立、施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律において、家庭裁判所の体制の整備が求められていることに鑑みれば、このような問題の解消は喫緊の課題といえる。

そこで、藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所に家庭裁判所出張所を設置し、そこで成年後見関係事件の審判や離婚、相続の調停などを行えるようにし、本庁ないし小田原支部まで出向かなくても、身近な裁判所で家庭に関する問題を解決できるようにすべきである。

家庭裁判所出張所が独立簡裁に併置されている例は全国で77か所あり、神奈川県内においても、平成6年に横浜家庭裁判所相模原支部が設置されるまでは、相模原出張所が存在し、市民に身近な場所で家庭に関する問題を解決する窓口になっていた。

平成30年2月現在、藤沢簡易裁判所管内の法律事務所で業務を行う弁護士は95名に、厚木簡易裁判所管内の法律事務所で業務を行う弁護士は33名に達しており、当地の市民の需要に応えられる態勢は整いつつある。

そして、藤沢市議会、茅ヶ崎市議会は藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設するよう求める意見書を、厚木市議会、伊勢原市議会は厚木簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設するよう求める意見書をそれぞれ議決しており、当地の市民もこれを要求している。

以上により、当会は、藤沢簡易裁判所及び厚木簡易裁判所にそれぞれ家庭裁判所出張所を設置するよう求めるものである。

2018年（平成30年）3月8日

神奈川県弁護士会

会長 延命政之

## これまでの弁護士会支部サミット

第1回	2003. 1 1	「首都圏支部の司法の実情」	神奈川県川崎市
第2回	2004. 1 2	「語り合おう市民が主役の裁判所」	東京都八王子市
第3回	2005. 1 2	「私たちが作る身近な裁判所」	千葉県松戸市
第4回	2006. 1 1	「市民のための裁判所」を貴方も一緒に考えてみませんか」	埼玉県越谷市
第5回	2007. 1 2	「司法の地域格差—様々な裁判をもっと身近で—」	神奈川県相模原市
第6回	2008. 1 2	「市民が利用しやすい裁判所を」	神奈川県横須賀市
第7回	2009. 1 1	「立川支部の本庁化を目指して」	東京都立川市
第8回	2010. 1 1	「語り合おう、支部の裁判員裁判」	神奈川県小田原市
第9回	2011. 1 1	「私たちのまちに裁判所支部を創ろう」	千葉県船橋市
第10回	2012. 1 1	「わたしたちに使用しやすい裁判所って？」	茨城県土浦市
第11回	2013. 1 1	「裁判官が足りない！～支部での労働審判の開設を目指して」	長野県松本市
第12回	2015. 2	「市民に身近な家庭裁判所を目指して～近くでできる、利用しやすい司法の実現に向けて～」	新潟県長岡市
第13回	2017. 2	「地域とつながる司法を目指して」	神奈川県相模原市

# 弁護士会支部サミットの歩み—どこまでできたか

間部俊明（神奈川県弁護士会）

- 1 弁護士会支部サミットは何を目指したか。旧横浜弁護士会の4支部は、支部からの運動で本会を動かし、本会を動かすことで関弁連を動かし、さらに日弁連を動かし、そして司法の力で社会の課題を解決していくことを目指して首都圏弁護士会支部サミットの運動を始めた。
- 2 支部サミットは何を語り何をしてきたか。
  - (1) 首都圏というと司法が充実しているように見えるが、実は期待される機能を果たしていない。「逆説かもしれないが、人口が多い首都圏は司法過疎だ」と訴え、「小さな体に大きな望み」と記者に語った。日弁連会長や関弁連理事長はおろか地元会の会長すら出席しない川崎市での2003年、第1回の支部サミットを新聞各紙は記事に書き、NHKは第1回の支部サミットを首都圏ネットで報道した。
  - (2) 第2回の支部サミットは八王子。寸劇が登場し、川崎よりも遙かに多い参加者があり、市民への浸透が目立った。第4回の越谷では、地裁と地検の支部長が登場し、私たちの運動に賛同の言葉を語った。やがて、関弁連が共催し、理事長が出席するようになり、第9回の京葉支部の支部サミットからは日弁連会長も出席するようになった。
  - (3) 2011年には、支部サミットの運動を基に、関弁連が地域司法の充実を目指す決議を採択し、同じ年、日弁連が民事司法改革と司法基盤整備推進に関する総会決議を採択した。日弁連に民事司法改革推進本部ができ、民事司法改革推進を考える懇談会の意見書が2013年に発表された。この年、松本での第11回支部サミットが行われ、労働審判実施支部の拡大を求める松本宣言を発した。2014年からは、日弁連と最高裁の協議が始まった。その最中に行われた2015年の長岡での支部サミットでは、受付しかない家裁出張所の問題が取り上げられ、日弁連会長や民事司法改革推進本部のメンバーが雪の長岡で開かれた第12回支部サミットに参加した。
- 3 どこまでできたか—支部サミットは成果をあげることができたか。
  - (1) 成果はあった。松本支部、浜松支部、福山支部での労働審判実施が実現した。受付しかやらない新潟での家裁出張所で調停が行われるようになった。市川簡裁管内に千葉地家裁支部を新設することはできなかったが、市川簡裁や市川家裁出張所の庁舎の大規模改修が実現した。立川支部の本庁昇格、相模原支部での合議裁判実施は実現していないが、それなりの成果があった。
  - (2) 第10回土浦での支部サミットでは、地域司法充実基本法の提案を行い、長野県弁護士会ではその法案を作成をした。関弁連では、この法律案に沿った検討をして



きた。

(3) 第13回支部サミットでは、地域司法充実の歌を作った。

(4) 最高裁は、支部サミットのことを気にしている。裁判所の内部文書に支部サミットのことを書かれていた。私たちは、会場に最高裁の関係者がいると想定した議論をしたい。

4 今、支部サミットは何を目指すか。バブルが崩壊し、格差社会が進行し、貧困が進んでいるというのに、民事訴訟の件数は減少している。20年前の審議会意見書は、これからのわが国では、「司法の役割の重要性が飛躍的に増大する」と書いた。なぜ、民事裁判の件数が減少しているのか。たった1人の語る正義の言葉に耳を傾けるのが司法だと言った。しかし、競争社会で権利を侵害されても、司法による救済を求めて正義を語ろうとする市民が少なくなった。そうした言葉を語ることをためらわせるような社会的な空気が広まっているのではないか。最近の社会がおかしい。弁護士は、もっと市民に語りかけ、司法による救済を求める方向の意見交換をするとともに、身近な裁判所を利用しやすくする運動を強めるべきだ。

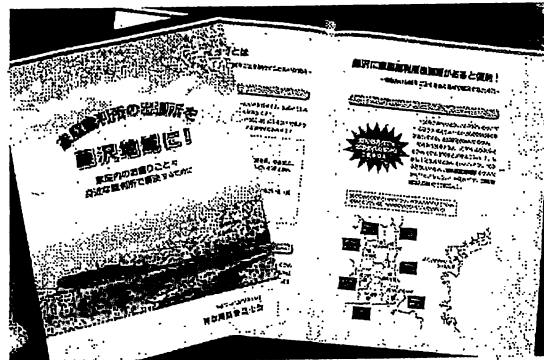
最高裁も、民事訴訟の件数が減少していることを気にしている。事件数が増えることを求めてIT化の議論の中に新しい裁判手続きを持ち込もうと提案をしている。問題意識を共有しながら、最高裁とは違った切り口で最高裁に問題提起をしていきたい。

以上

# 藤沢に家裁出張所を

神奈川県弁護士会が、藤沢簡裁(藤沢市朝日町)に家裁出張所の新設を求める運動に力を入れている。背景には、家庭内の紛争など家事事件の受理件数の増加がある。同簡裁管轄地域の人口は116万人余と小規模な県よりも多く、運動を進める弁護士は「家裁の態勢強化は欠かせない。司法サービスの公平性を考慮すれば藤沢に出張所を設けるべきだ」と声を上げる。

(高田 俊吾)



家裁出張所の必要性を訴えるため、神奈川県弁護士会が作成したパンフレット

## 県弁護士会 新設へ運動

家裁は夫婦・親子関係の紛争や成年後見業務、相続などの家事事件と、少年事件の審判が主な業務。出張所は最高裁の規則で設置が可能で、同弁護士会はこのうち家事事件の件

件に関する業務を出張所で担ってもらうことを想定している。

県内の家裁は横浜市中区の本庁をはじめ、川崎、大和、海老名、綾瀬、茅ヶ崎の5市1町の住民が家裁を利用する際は、本庁に赴く必要がある。同弁護士会によると、家裁本庁の家事事件の件

## 家事事件の受理件数増え

数は2003年に約2万2千件だったが、16年は約3万7千件に増加。個人の権利意識の高まりや高齢社会の進展、ライフスタイルの変化などが要因とみられる。

「件数の増加で本庁は待合室に人があふれている状態」と語るのは同弁護士会の間部俊明弁護士。千葉県の市川簡裁(管内人口約128万人)に家裁出張所が置かれている事例を引き合いに、「人口や利便性を考えれば藤沢に出張所があつていい」と訴える。

そもそも藤沢に出張所の新設を求める声は以前からあり、同弁護士会は10年と13年、新設を働き掛ける方針を掲げた。藤沢、茅ヶ崎の両市議会も16年6月までに政府と最高裁宛てに意見書を送付しているが、政府側は国会答弁で否定的な見解を崩していない。

そこで同弁護士会が着目したのが、16年に施行された成年後見制度利用促進法だった。同法では成年後見業務の機能強化に向け、家裁の人員体制の整備に努める方針が条文に盛り込まれている。

同弁護士会は今年3月、同法の趣旨を踏まえて藤沢と厚木の両簡裁に家裁出張所の新設を求める会長声明を表明。4月下旬には「当地の藤沢市内で、関東弁護士連合会の定期交流会を開催した。この条文をこの状況の改善を強く迫っていく運動方針が報告され、鈴木恒夫市長も駆け付け、メールを送った。

間部弁護士は「成年後見制度の利用が今後本格化していくにつれ、本庁での対応はますます難しくなる。藤沢に出張所を設けて、事件の分散を図るべきでは」と提起している。

そこで同弁護士会が着

# 社説

【2020.12.28】

慶応大学SFC研究所と藤沢、鎌倉、茅ヶ崎、逗子市、寒川町の4市1町が、湘南地域の次世代のまちづくりをテーマに共同研究に取り組み「湘南みらい都市研究機構」を発足させた。地域社会が直面するさまざまな課題の解決へ向け、SFC研に蓄積された知見やノウハウ、人材を政策立案に生かす試みである。現場感覚と知の融合を通じ、分野横断的な研究に取り組むことで、そ

## 湘南「未来都市」研究

# 「現場と知」融合に期待

の成果を湘南地域の新たな発展につなげてもらいたい。

4市1町は現在、少子高齢社会への対応、健康寿命の延伸、子育て環境の充実といった共通の問題を重要施策に位置づけている。さらに中長期的には、人口減少社会を見据えた持続可能な都市づくりが最大のテーマと言えよう。

慶大が藤沢市内にSFC（湘南藤沢キャンパス）を開設して今年で30周年。SFCの特徴は先端的研究で得られた知見の社会還元を掲げていることだ。

湘南みらい都市研究機構が見据え

る「未来都市」の形成は、神奈川のみならず日本全体の都市のモデルを目指している。機構の発足を機に地域での産学官民連携を促進し、具体的な形で全国に発信してほしい。

湘南の地域特性の一つが、交通アクセスの良い利便性の高さや豊かな自然環境を併せ持っている点である。日本全体が人口減少に転じる中、良好な住環境や暮らしやすさが人口流入をもたらす。人口減少社会にあつて、藤沢市や寒川町は人口増が続いている。

ただし人口減少の趨勢は無視できない。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う働き方や暮らしの変化も直視する必要がある。すでに時代を先取りした街づくりが実践されている点も、湘南地域の強みだ。最先端の省エネ技術などを取り入れた街づくりプロジェクト「藤沢サステイナブル・スマート・タウン（FSS-T）」は、その代表例である。

モノのインターネット（IoT）や人工知能（AI）といった最先端の技術を活用し、どのようにに安全安心で暮らしやすいな地域コミュニティを築くべきか。現場発の研究成果を期待したい。

# 児童虐待で「一時保護状」

## 適正性確保へ司法審査案

厚生労働省は5日、虐待を受けた子どもを親と分離する児童相談所の一時保護に司法審査を導入する案を社会保障審議会専門委員会に示した。児相の請求を受け裁判官が「一時保護状」を発付する方法で、親権者が保護に同意している場合は除外する方針。反対していたり、意向が不明瞭だったりした場合が請求対象になる。

厚労省によると、児童虐待による一時保護件数は年々増えており、2019年度は3万2644件だった。一時保護は親子を引き離し、子どもの自由を制限する強大な権限行使だが、行政機関の児相が判断する。適正性や透明性を確保する観点から司法審査を求める声が高まっている。

これまでの厚労省、法務省、最高裁の検討による

児相が一時保護開始の前や後の一定期間に、裁判官に書面で保護状発付を請求。裁判官は児相が収集した資料などを基に発付可否を決める。一定期間については3日や7日とする意見が出ているという。

専門委の委員からは、緊急性や夜間対応を踏まえ「原則事後請求でなければ児相の実情に合わない」との意見が出た。また、親の反対時などに請求対象となる点に「子どもが反対した場合も必要だ」との求めがあった。

この日は、高い専門性を持つ児童虐待対応に当たるための新資格「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」を創設する制度案も提示された。原則、2年以上の相談援助などの実務経験がある社会福祉士や精神保健福祉士が取得できる内容。民間の認定機構が研修課程を認定する仕組みのため、国家資格化を求める委員が反対意見を述べた。

新資格について厚労省

は、19年9月からワーキンググループで議論を開始。今年2月公表の取りまとめでは、新資格は必要だとした上で、国家資格化するかどうかは結論を先送りした。

# 家庭裁判所創立理念の現代的進化を求めて

元福岡家庭裁判所長 若林昌子

## 第1 はじめに

混迷化の加速する時代に人類普遍の原理の現実化を求めることが許容されるのであれば、全ての制度は基本的理念を実効性あるものにするのが求められる。司法の課題も、その機能が現代的要請に対応して如何に実効性あるものにするか避けて通れない課題であるといえないだろうか。家庭裁判所が創立されて70周年を迎えた今、そもそも家庭裁判所の本質的理念を如何に解するか。時代の要請に応じて、家庭裁判所固有の司法的機能は如何にあるべきかが問われる。

このような問題意識をもつとき、家庭裁判所創立期の基本的理念を再認識できる名著に出会った。清永聡NHK解説委員による日本評論社より刊行された『家庭裁判所物語』である<sup>1)</sup>。本書は国民的視座から家庭裁判所の創立理念、創立期の歴史的事実について、関係者本人あるいはご遺族等に対する精緻な取材調査に基づいて忠実に著されたものである。改めて、家庭裁判所は憲法理念に基づいて誕生し、家庭裁判所の基本的機能は当時の関係者の熱い思いと不屈の気概により構築された歴史的事実に感銘を受けた。また、本書は、実務現場と司法行政の苦難の足跡を認識することができ、家庭裁判所の未来を考え、その課題を考えるための基本的視座を示すものと思われる。

家庭裁判所のあるべき本質的理念、その司法的機能を考察するには、その前提として、家庭裁判所創設期の基本的理念を再確認し、その後の時代の変化に対応した変遷の歴史を分析し、

家庭裁判所の現代的制度理念、あるいは家事・少年事件固有の司法的機能について検討することが求められる。今後の理論的深化を期待する。

本稿は、単に、家庭裁判所創立理念の現代化の視座から、若干の所感を述べるものである。

## 第2 家庭裁判所創立期の歴史的概要

### 1 憲法理念と家庭裁判所の創立

まず、家庭裁判所誕生の経緯について振り返る。家庭事件の固有性について裁判所制度としての議論は大正時代から始まるが、家庭裁判所創立が決定的になるのは日本国憲法の制定である。

つまり、1946年11月3日、日本国憲法の公布(1947年5月3日施行)によって家庭裁判所は誕生した。憲法は家族制度の民主化を基本的理念とし、民法第四編及び第五編改正が急務となり、内閣に臨時法制調査会、司法省に司法法制審議会を設け諮問され、その結果1946年9月に民法改正要綱が答申され、1947年12月に民法親族・相続編の改正、家事審判法(法律第152号)の制定(同各法は1948年1月1日施行)がなされた<sup>2)</sup>。家事審判所は1948年1月に地方裁判所の支部として創設された。家事審判法1条は、「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ることを目的とする。」と明文化し、憲法理念に依拠することを明らかにした。

最高裁判所は1947年8月に創設され、旧大審院庁舎が東京大空襲により全壊していたため、

枢密院の建物を仮庁舎として発足した。GHQは、1948年2月司法省に対し、少年法の見直しについて意見書（公判部行刑課長ルイス博士作成）を示し、その趣旨は、「検察官先議」から、「裁判所先議」への転換、調査官制度を設けた少年裁判所構想であった。最高裁はGHQに対し、家事事件の急増から家事裁判所として独立させる提案をしていたところ、同年5月、GHQからは少年と家事を統合した「家庭裁判所」構想を提案された。しかし、司法省も、最高裁も、行政機関である少年審判所と司法機関である家事審判所を合体する家庭裁判所構想の受入れには、現実的に困難な問題が山積していた事情から慎重であった。この提案について、最高裁関係者には積極的に反対意見はなく、関係者の中で内藤頼博裁判官はアメリカのファミリーコート視察の経験から積極的意向をもたれ、実現の推進力となった。同年9月には、「家庭裁判所設立準備委員会」が設立された。その後、12月9日にGHQから最高裁に対し、「家庭裁判所は来年1月1日開設が確定し予算は確保する。」旨伝えられた。家庭裁判所創立の人的、物的準備には、極めて短期間であり、過酷な状況であったが、家庭裁判所は苦難を乗り越え1949年1月1日に創立された。旧少年法から改められた新少年法が1949年1月1日施行であり、少年事件を家庭裁判所で受け入れる必要性も迫っていた。

## 2 家庭裁判所創立期の基本的理念に基づく少年司法

家庭裁判所創立の理念は、先に触れた家事審判法1条に明文化されたとおり、憲法理念の具体化としての家庭裁判所制度であるが、これを象徴するのが最高裁家庭局の標語「家庭に光を、少年に愛を」であった。家庭局では家庭裁判所の国民に対する啓蒙活動に情熱的に諸方策を尽くした。

家裁調査官研修所初代所長である内藤頼博裁判官は1940年4月から12月まで、内務省の命を受け、アメリカの主要都市の家庭裁判所視察の経験をされた。その成果であるアメリカのファ

ミリーコート理念は、家裁調査官教育、家庭裁判所の相談の充実、医師常駐の医務室の開設など様々な分野に反映された。特に、内藤頼博東京家裁所長時代である1968年当時、東京家裁庁舎1階フロア中央に「心」の一文字の彫刻が飾られていたことが印象的であった。

家庭裁判所理念に基づく少年事件の保護主義的機能を支えるために、1966年には、内藤所長、三淵嘉子裁判官らが「少年友の会」を立ち上げ、2011年には全国の家裁に対応する少年友の会が設立され、少年事件の付添人、職親、あるいは、保護的措置として奉仕活動等により少年の健全育成に貢献している。そもそも、家庭裁判所創立の理念は少年司法の未来について保護主義制度の受け皿として構築された。最近のアメリカにおける少年司法の動向を見ると、2000年代に入り連邦最高裁判例にも脳科学、精神医学、社会心理学などの研究成果が真摯に受け止められ、少年司法は保護主義化され、再非行の防止効果重視に方向転換傾向が顕著である<sup>3)</sup>

## 3 東京家庭裁判所身分法研究会—理論と実務の共同研究

家事事件は本来的に非訟事件であり審理は非公開であることから、客観的実務情報の共有化に積極姿勢が求められる。戦後の新民法施行に伴い新しい法律問題が続出し、研究者、家裁裁判官の共通の問題意識は家事事件実務の情報の共有による共同研究の必要性であった。東京家裁ではこのような事情に対処して1955年5月身分法研究会を立ち上げた。メンバーは、東京家裁家事部裁判官及び調停委員・参与員研究者を中心に家事事件に関連する実体法・手続法を対象とする研究会が毎月1回東京家裁で開催された。その成果は、当初から数年間は家庭裁判月報に、その後ジュリストに掲載され、1970年には書籍化された<sup>4)</sup>

しかし、昭和の終わりには、身分法研究会を家裁で行うことに批判的雰囲気となり自然消滅した。1992年には加藤一郎教授、野田愛子先生によって、身分法研究会を承継する趣旨で、

「家族法実務研究会」が新たに発足し、さらに、2006年には、「家事法研究会」として引き継がれた<sup>5)</sup>

### 第3 家事事件手続における司法的機能の現代化

家裁実務における家事事件手続の70年は、正に試行錯誤の歴史であったといっても過言ではない。特に、家事審判・家事調停実務は、実体法の白地性、手続法の職権主義・裁量主義による法制度上の問題もあり、多様な見解と理論の錯綜を避けられない実務環境であった<sup>6)</sup>。ところが、これまでの実務成果を踏まえ、現代的研究成果に基づいて、時代の要請に応える家事事件手続法の制定(2013年1月1日施行)により、家事事件は新時代を迎えた<sup>7)</sup>。

家事事件手続法の施行により、当事者の手続保障、子どもの権利主体性の手続的保障の明文化は、家事調停のプロセスの現代化を促進したと考えられる。家裁の調停委員研修の強化による調停プロセスの手続保障的機能、一部の家裁で行われている親ガイダンスの導入などによる福祉的機能が象徴的である。

ところが、実体法の後進性が制約的効果を及ぼし、家事事件手続法の限界も痛感される。顕著な例は、子どもの手続代理人実務の低迷である。「子の最善の利益」の実現を図るために手続のプロセスが問われる。子どもの成長・発達する権利性を考慮するならば、子どもの代理人は必要的職権選任を原則とする制度化とともに、「子の最善の利益」実現の公事性を考慮し、子どもの代理人費用の公的措置を制度化することが求められる。

### 第4 家庭裁判所の本来的司法機能について実効性を

今後の家庭裁判所の本質的司法機能の実効性を求めて、これまでに触れた家庭裁判所の歴史から学んだ今後の課題について要約する。

- ① 関連する実体法などの法制度の改革である。法制度の質は家裁実務の質に連動することはいうまでもない。家事事件手続法制定による手続保障あるいは子の利益優先原則規律、ハーグ条約実施法(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律)による子の利益保護の実効性優先原則は、国内事件への積極的効果を及ぼしている。家族法関連法規の後進性は、比較法学の成果による先進諸国の子どもの権利条約適合性実現法制からも明らかである。
- ② 家裁関連実務の非公開性を前提に、客観的実務情報の共有化及び共同研究の確保である。既に触れたとおり、家庭裁判月報の果たした実務効果、裁判官と研究者によって行われた身分法研究会の実績は、理論と家裁実務の研究成果として実務・理論を深化させ、法制度の進化に寄与したことは明らかであろう。
- ③ 家事・少年事件の本質的要請から本来的司法機能を支える専門的民間支援組織の制度化である。少年友の会の誕生・歴史は少年司法の保護的機能の実現に不可欠であることを証明し、家事事件における子の監護関連事案の当事者支援の重要性は行動科学の視座からも顕著である。子どもの成長・発達する権利保障の公事性の視座から、司法機能の実効性を支える関係組織の育成・連携を制度として構築することが求められる。
- ④ 家庭裁判所の司法的機能の実効性を現実化するためには、家裁裁判官の増強の問題が緊急課題である。近年、子の監護関連事件の急増は顕著な事実であり、さらに、事件の紛争性の困難化・高葛藤化は時代の反映であり、これに的確に対処するには裁判官の増強は急務であろう。なお、裁判官数の国際比較を見ると、人口10万人当たりの裁判官数について日本に比べ、アメリカが4.6倍、ドイツが11.0倍、フランスが4.0倍という指摘もある<sup>8)</sup>。

## 第5 おわりに

近年、日本では子どもの権利条約は風化の危機にさらされているとの指摘がなされているが、人類の英知の賜物である子どもの権利条約は、人類普遍の原理を前提にした社会の実現を最優先課題としている。少子高齢化社会の加速する時代に、未来を背負う子どもの生命・成長・発達する権利保障こそ最重要課題である。家庭裁判所の本質的司法機能は、法規範により実現されるが、家族法の白地性を補完するためにも、国内法の解釈基準として子どもの権利条約の間接適用を肯定することは判例・通説共に認めている。この趣旨を解釈論において積極的に生かした実務努力を期待したい。

特に家事事件手続法の制定により家事事件実

務の手続保障が強化され、非訟手続理論の深化と共に、家事事件の司法的機能論にも進展がみられる。個人の尊厳尊重から自己決定の尊重へ、そして手続保障論への理論化がみられる。それと共に家事事件の後見的機能・福祉的機能論にも積極的傾向を実感できる時代が到来している。家庭裁判所の基本的機能として司法機能としての職権探知主義共に手続保障が強化され、後見的機能が重要視される。これらの機能は多元的に、重層的に機能することが求められ、それを肯定される時代を迎えている<sup>9)</sup>

家庭裁判所制度の今後のために、家庭裁判所創立理念を核として、時代の要請に応えるべく家庭裁判所固有の司法的機能の現代化を志向する理論、実務の動向に期待したい<sup>10)</sup>

### 注

- 1) 清永聡『家庭裁判所物語』（日本評論社、2018）
- 2) 兼子一・竹下守夫著『法律学全集・裁判法』（有斐閣、第4版、1999）203頁。
- 3) 海瀬弘章「アメリカ少年司法の新しい潮流とわが国への示唆（上）—連邦最高裁判決における「少年」の再発見およびエヴィデンス・ベースド・プラクティスによる厳罰主義からの脱却について」季刊刑事弁護80号179頁、「同（下）」同81号99頁。
- 4) 東京家庭裁判所身分法研究会編著『家事事件の研究(1)』は1970年に有斐閣から刊行され、本書の巻頭言は川島武宜教授により、同様に、『家事事件の研究(2)』が、刊行され、本書の巻頭言は加藤一郎教授により表されている。
- 5) 松原正明・道垣内弘人編『家事事件の理論と実務（第1巻）ないし（第3巻）』（勁草書房、2016）
- 6) 家事事件手続理論の概況について、本間靖規「家事審判と手続保障」同『手続保障論議』（信山社、2015）437頁、高田裕成編著『家事事件手続法—理論・解釈・運用』（有斐閣、2014）212、220頁など事実の調査と職権探知主義について参照。
- 7) 金子修・山本和彦・松原正明編著『講座家事事件手続法（上）（下）』（日本加除出版、2017）
- 8) 泉徳治『私の最高裁判所論』（日本評論社、2014）305頁。
- 9) 高田・前掲注6）17、92、143頁等、本間靖規「家事事件手続の意義と課題」金子ほか編著・前掲注7）『講座家事事件手続法（上）』59頁。
- 10) 家事調停論であるが、家庭裁判所の現代的方向性について示唆する論稿として、入江秀晃「私論・家事調停改革の方向性」二宮周平『離婚事件の合意解決と家事調停の機能』（日本加除出版、2018）209頁参照。

「家庭の法と裁判」18号6～9頁（日本加除出版株式会社）より転載



## 藤沢簡裁管轄地域 市町議会議員アンケート

対象：藤沢簡裁管轄地域（藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・海老名市・綾瀬市・寒川町）の  
市議会議員・町議会議員の方々

アンケート実施時期：2021年7月

※ご回答の一部は要約をさせていただいております。

**質問1 藤沢簡易裁判所の管轄内に家庭裁判所出張所（家庭の問題を解決可能な裁判所）があったら便利だと思いますか。**

→所属議会所在地	藤沢市	茅ヶ崎市	大和市	海老名市	綾瀬市	寒川町	合計
① そう思う	11	8	5	2	4	2	32
② そうは思わない							0
③ 特に意見はない	1		2				3

**質問2 質問1で回答された理由をお聞かせ下さい（複数回答可）**

→所属議会所在地	藤沢市	茅ヶ崎市	大和市	海老名市	綾瀬市	寒川町	合計
① 市民や支援者の方々にとって、横浜にある家庭裁判所の利用で不便を感じると思えないから			1				1
② 市民や支援者の方々にとって、より家庭裁判所の利用が便利になると思えるから	11	7	4	2	2	2	28
③ その他（以下に要約）	1	1	2			1	5

- ・相続などに関わる相談が市の相談窓口でも多いため、裁判所に関することもあると想像するため。
- ・今後、家庭裁判所の必要性が増していくと思われるため。
- ・令和2年3月議会でこの件に関して陳情が出され、総務常任委員会で審議され未了となっています。大和市民には横浜へのアクセスが良いことから不便を感じない方もおられると思いますが、県央としてみると、検討が必要と考えます。
- ・超高齢化社会となった現在、ますます相続や成年後見などをはじめ家庭裁判所に果たす役割が増しております。それに伴い身近な地域に家庭裁判所があることの必要性、利便性は論を待ちません。
- ・石川町の本庁と藤沢出張所のいずれかを選択的に利用できるなら便利。
- ・特に市民の方からそのような相談を戴いたことはないこと、大和市は南北に長く、住居地により利便性が異なると考えられる。
- ・必要な人にとって近くがあれば便利だと思うが、全体の利益を考えるとどこまで必要か測りかねる。リモート対応はできないのか。
- ・何度か横浜の家裁に行ったことがあります。藤沢の市民にとってやはり心理的に「遠い」というイメージがあり、そのことが家裁の利用から遠ざかる一因になっているように思います。

**質問3 市民や支援者の方等から、藤沢簡易裁判所の管轄内に、家庭の問題を取り扱う裁判所がないことに対する意見や苦情を聞いたことがありますか？（例：藤沢にある簡易裁判所に行ったが、ここでは家庭の問題は扱っておらず、横浜までいかなければいけないと言われた。藤沢にも裁判所があるのにどうして藤沢では解決できないのか？）**

→所属議会所在地	藤沢市	茅ヶ崎市	大和市	海老名市	綾瀬市	寒川町	合計
① ある	2						2
② ない	9	8	6	2	4	2	31

## 藤沢簡裁管轄地域 市町議会議員アンケート

### 具体的な意見や不都合の内容(要約)

- ・現在ではありませんが、特にコロナによる市民への影響に関連して、家庭内問題が発生しやすい状況にあると言えます。将来を考えると、コロナに関してだけではなく、近隣に家裁は必要だと考えます。
- ・横浜まで行かなければならないのは高齢者は大変と言われたことがある。
- ・20年前、母の入院療養で多忙な時に横浜まで行くのは大変でした。

### 質問4 藤沢簡易裁判所について、改善点や疑問点(裁判所内にエレベーターがない、どのような手続きが行えるかがわからない)など、ご意見がございましたら自由にご記載ください。(以下に要約)

- ・人員増が必要
- ・朝日町の簡裁について、入口がわかりづらかった記憶があります。
- ・訪ねたことはありません。
- ・地域における身近で頼もしい裁判所になってほしい。そのために市民からの相談担当専門窓口の設置を望みます。上記に伴って必要な裁判官や書記官を増員配置してもらいたい。
- ・裁判官や書記官の増員により、地域の裁判所として利便性と質を高めてほしい。

### 質問5 裁判所が市民の皆様にも身近で利用しやすく、頼りがいのある存在になるために必要なことについて、ご提案がありましたら自由にお書き下さい。(以下に要約)

- ・窓口が分かりやすいこと(広報してほしい)(電話・メール等)
- ・裁判所の役目と実例を市民の方によりアピールされると身近に感じていただけると思います。
- ・可能な範囲でオンライン利用可とする。子供たち(中学生)への出張教室(勉強会)
- ・裁判所が市民の権利を守り実現するために、①裁判員裁判について守秘義務規定の見直しを含め運用の改善と立法措置を求める、②法テラスの法律扶助事業を拡大する、③裁判官の大幅増員と裁判職員の適切な増員、④国民の意見が反映されるよう、最高裁裁判官の任命人事の公正化。
- ・「裁判」は悪いことではないイメージが必要と考える。ものごとを明らかにするためのものであることの認識が必要。
- ・法テラスの収入資産を満たさないが、それほど収入が無い人々にも弁護士費用を低く抑えられる制度があると良い。ここで弁護士費用の心配をして裁判等に踏み切れない人も多い。
- ・ハードルが高いイメージがあるので、気軽に相談できる窓口があるとよい。
- ・法テラスが行っている法律扶助事業の充実、そのための国からの運営費交付金の抜本的増額。
- ・最高裁裁判官の任命人事が公正な人事になるよう国民の意見がより反映される形に。
- ・裁判官、弁護士が役所などに出張して相談を受けてもらえたら、だんだんと身近に感じるのでは。
- ・母の強制入院(自殺予防のためベッドに縛る)について、病院の言うままに家裁に同意書を提出に行ったが、結果的には大きな床ずれを生じることにより、その後、1~2年間大変な治療と介護を強いられることになった。こんなことでは一緒に付き添いをした方がよかった。病気の予後についても経験位は教えてほしかった。
- ・市役所とのより密接なつながりや弁護士の方々へのアプローチのしやすさ。

### 質問7 自由記載欄(要約)

- ・身近に増やしてほしい。
- ・市民にとって相談しやすい場が増えることは大切なことだと思います。
- ・市議会に陳情があり審議されたが、市民へのメリットが明確に示せなかった。設置の権限論に反論できなかった。
- ・大和市においては横浜へのアクセスが悪いわけではないので現状に不満を持つ方は少数かと思えます。ただし、藤沢にもでき、どちらか選択できるのであれば利便性は増すと考えます。
- ・地域司法の一層の充実に向けて皆様と力を合わせてまいりたいと考えております。

# 藤沢簡裁管轄地域 神奈川県弁護士会会員アンケート

対象：藤沢簡裁管轄地域に事務所がある、神奈川県弁護士会会員の弁護士

アンケート実施時期：2021年8月

※ ご回答の一部は要約をさせて頂いております。

## 質問1 藤沢市(藤沢簡易裁判所所在地)に家庭裁判所出張所があった方が良いと思いますか？

	→事務所所在地						合計
	藤沢市	茅ヶ崎市	大和市	海老名市	綾瀬市	寒川町	
① そう思う	28	3	6	5		1	43
② そうは思わない	2	1	1	2			6
③ どちらともいえない	2		1				3

## 質問2 質問1で回答された理由をお聞かせ下さい(複数回答可)

	→事務所所在地						合計
	藤沢市	茅ヶ崎市	大和市	海老名市	綾瀬市	寒川町	
① 本庁(横浜)に行くより移動時間が短いから	28	3	2	4		1	38
② 本庁に行くより交通費が安いから	12			2		1	15
③ 本庁の混雑が緩和されると思うから	24	2	4	4		1	35
④ 藤沢までの方が移動時間がかからないから			1	1			2
⑤ 藤沢までの方が移動時間がかかるから			1				1
⑥ その他(以下に記載)	3	1	1	1			6

質問1で「そう思う」と回答された方のご意見(要約)

- ・簡裁よりも、家裁のほうが本人参加が多く、必要性が高い。
- ・本庁は事件数が多いためか期日が入らない。機能を分散する必要がある。茅ヶ崎市の方にとっては横浜は遠い。
- ・藤沢簡裁管轄内の住民にとって、近くなって便利な事。同管轄内の法律事務所が多くなっている現状から必要な事。
- ・身近なところであれば、心理的距離が近くなる。
- ・最近地裁本庁に行かなくなったから
- ・広域、人口も多いことから出張所があった方が便宜と思います。
- ・藤沢簡易裁判所管轄地域の人口に鑑みて、地域のインフラとしての家庭裁判所は必要。
- ・家庭裁判所出張所があることで、当該地域の司法アクセスを容易にできる。
- ・裁判所が近くにあることにより、一般市民が司法サービスを利用しやすくなるため。
- ・藤沢簡裁の調整委員を24年勤めましたが、毎年の相談会に家事事件の相談の方が多く、家裁の調停委員の応援を求めた。

質問1で「どちらともいえない」と回答された方のご意見(要約)

- ・ウェブ期日が予定されており、相手方の管轄が藤沢以外であることが多く、あまり利用機会が無いと考えられる。
- ・現在の簡裁の状況からして和解に向けた協議などの裁判官・調停委員の質が本庁より低下するおそれがある。

質問1で「そうは思わない」と回答された方のご意見(要約)

- ・全く無意味なので
- ・本庁の事件処理は遅いと感じており、改善を望むが、本庁職員の増員など別の解決策もあり得る。
- ・藤沢簡裁管内には、家裁出張所が開設されてもアクセスが向上しない市民もいる。
- ・予算もかかり、駐車場を潰すとなるとかえって不便。
- ・2ヶ月に1回程度の調停で依頼者が不都合を感じると思えない。
- ・他の地域に比べ、特別不便と思わない。
- ・かえって不便になる地域がある。
- ・経費を使うなら本庁の充実を図るべき。
- ・裁判官の質を確保できるか疑問
- ・裁判所・裁判官は予算・法律に見合う機能をはたしていないので、縮小すべきという持論を有している故に、新設・拡張には賛成しかねる。

## 藤沢簡裁管轄地域 神奈川県弁護士会会員アンケート

質問3 藤沢簡易裁判所の管轄内に家事事件を取り扱う裁判所がないことについて、依頼者の方から意見や不満を聞いたり、不都合が生じたことはありますか？

→事務所所在地	藤沢市	茅ヶ崎市	大和市	海老名市	綾瀬市	寒川町	合計
① ある	16	1	2	5		1	25
② ない	16	3	5	3			27

「ある」と回答された方のご意見(要約)

- ・藤沢の事務所なので、すぐそばの裁判所でできないのかと依頼者から問われたことがある。
- ・家事事件は小さいお子さんを抱えた女性当事者が多く、往復に時間がかかることは、代理人として弁護士がついている場合はもちろん、本人で手続きを行う場合に申立書をもらいに行く際など不便だと聞く。
- ・海老名から本庁に車で行くたびに渋滞に巻き込まれる。
- ・本庁まで通うのは大変なので、受任して欲しいと依頼されたことがある。
- ・高齢で移動が大変だった。
- ・仕事を一日休まなければならず困る、仕事が休めず出席できない等。
- ・足の悪い依頼者が本庁まで移動するのが難しく、弁護士が一人で遺産分割調停に出席していたが、本人が出席していた方が早期に解決できたかもしれない。
- ・本庁に調停を申し立てても、第1回期日が入るのが2～3か月後になってしまう。
- ・歩行に支障がある高齢者の方より、横浜は遠いので、藤沢に家庭裁判所があると良い、という意見を聞いた。
- ・横浜家裁本庁では現在、調停期日が2ヶ月に1回程度しか入らず、解決に時間がかかることに対する不安や不満を聞いている。
- ・本庁の待合室に人がいっぱい入れない(特にコロナ前)、期日がなかなか入らない等
- ・明確な意見ではないが、不満げな(近くに無くて)対応であった。
- ・小さいお子さんがいる人は、保育園のお迎え等があるため、午後開始の調停ではスケジュールが合わないことが多い。
- ・成年後見等申立の際に、時間的距離的理由により出頭することが困難となった事例がありました。
- ・老齢の方で、石川町駅までは自宅から約2時間要するので、毎回の調停に出席できないとの事でした。
- ・親の相続で遺産分割の争いとなり、横浜家裁に何度も出頭しなければならないことになったが、2度とあんな所には行きたくないと言っていた人はいる。
- ・横浜家裁まで遠い。藤沢にあると近くて便利

質問4 藤沢簡易裁判所について、問題と思う点や改善した方が良くと思う点はありますか？

→事務所所在地	藤沢市	茅ヶ崎市	大和市	海老名市	綾瀬市	寒川町	合計
① ある	12	1	3	2		1	19
② ない	19	3	5	5			32

「ある」と回答された方のご意見(要約)

- ・開廷日をもっと充実してほしい(限られた曜日で固定されている)。
- ・司法委員の中には結構強引な説得をされる方がいる。一般の方にあまり強引な説得をすると、あとで問題がないか若干心配。
- ・まだ敷地が広くあるので、増築してもっと調停室を増やすしたり、裁判所法廷など広くすべき。
- ・職員が少人数なので無意味。東京のように本庁の簡裁は横浜(藤沢でも可)等の一か所に集中すべき。
- ・海老名・綾瀬と生活圏も離れており、電車は乗換えが必要、車も渋滞に巻き込まれたりして利用しにくい。
- ・エレベーターもなく、バリアフリーへの配慮に欠ける。
- ・建物が古い。
- ・地裁の支部がない。
- ・申立人と相手方の待合室が同じフロアにあるので、当事者のニアミス危険性が高い。
- ・裁判官、司法委員の意欲が低い
- ・調停室が足りない
- ・駐車場が足りない
- ・入口のところの表示板が見えにくい
- ・規模が小さい
- ・廃止の方向がよいと思料する。
- ・傍聴席の数が不足している。
- ・二言目には「話し合いを・・・」どこも同じですが。

### 質問5 その他ご意見(以下に要約)

- ・藤沢で家事事件ばかりやっている弁護士としては、家裁が藤沢にあればありがたい。
  - ・裁判所の人的資源充実も伴う必要があるが、早期の期日設定が期待でき、総体的には、家事事件の早期解決に資する要素にもなり得る。
  - ・ICTの時代であり、コロナ禍の経験も経て、今後、リモート会議なども益々隆盛になることを考えれば、裁判所の機能を支部に分散させるのは無意味。藤沢は、交通の要衝でもなく支部を置く意味が分からない。
  - ・藤沢簡裁管内には、家裁出張所が開設されてもアクセスが向上しない市民もいる。管轄のキワに位置している市区町村には、隣の管轄の裁判所にも管轄を認めるなど、幅を持たせる制度が大切(昔の東京地裁は、全国の破産事件を受け付けていたので、やりようはある。)
  - ・藤沢簡裁管内での需要増について、出張所設置の第一の理由となるべきものだと思われるところ、個人的には、藤沢市の規模なら家裁出張所があっても良いと思う。これをデータでどう裏付けて、アピールしていくかが重要。
  - ・反対意見も公にしつつ、結論を抜きにして、争点、利点、欠点、を整理して議論すべき。
  - ・新型コロナの状況が改善した後も、横浜家裁本庁の混雑は続くと思う。
- 敷地の面から見ると、本庁の増築は困難と思われるので、藤沢簡裁を増築して家裁出張所を併設するのが良いと思う。
- ・全ての離婚事件は家裁関与—養育費や監護方法決めを確実にすることは大切なこと、日本の協議離婚制度はおかしい—とでもするのとあわせて、すべきでしょうね。
  - ・国会の制定した実定法を運用レベルで魂を抜くようなことを色々な面で裁判所は平気でしていると思う。

# 弁護士会支部サミット in ふじさわ

## 参加弁護士会支部紹介

### 茨城県弁護士会 土浦支部

#### 管内裁判所・検察庁

水戸地方・家庭裁判所土浦支部／水戸地方検察庁土浦支部  
水戸地方・家庭裁判所龍ヶ崎支部／水戸地方検察庁龍ヶ崎支部  
水戸地方・家庭裁判所麻生支部／水戸地方検察庁麻生支部  
土浦簡易裁判所／土浦区検察庁、石岡簡易裁判所／石岡区検察庁  
龍ヶ崎簡易裁判所／龍ヶ崎区検察庁、取手簡易裁判所／取手区検察庁  
麻生簡易裁判所／麻生区検察庁

#### 管内情報

裁判官	15名（内、簡裁判事4名）	検察官	12名（内、副検事6名）
弁護士	130名	人口	約125万人

#### 支部紹介

茨城県弁護士会土浦支部は、茨城県南に位置し、水戸地家裁支部として土浦、龍ヶ崎、麻生の3支部があり、独立簡裁は取手、石岡にあります。

支部管内の弁護士数は130名ですが、管内の18市町村のうち土浦市とつくば市に80名以上が集中し、弁護士ゼロの市町村が7か所あるという、弁護士偏在問題を抱えています。

地域司法の問題としては、麻生支部の裁判官非常駐、土浦支部での労働審判未実施などがあります。

平成31年に、土浦支部の会員を中心として、茨城県弁護士会地域司法充実推進委員会が発足し、裁判所の機能充実・弁護士偏在問題・高齢化への対応など様々な問題にどう取り組むか、自治体や議員との連携などの活動方法も含め模索をしているところです。

## 埼玉弁護士会 越谷支部

### 管内裁判所・検察庁

さいたま地方・家庭裁判所越谷支部／さいたま地方検察庁越谷支部  
越谷簡易裁判所／越谷区検察庁

### 管内情報

裁判官	11名（内、簡裁判事3名）	検察官	8名（内、副検事5名）
弁護士	111名	人口	約121万人

### 支部紹介

越谷支部は、埼玉県東部地域（越谷市、草加市、春日部市、三郷市、吉川市、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町）を管轄しています。埼玉県東部地域は、東京にアクセスも良く経済的発展も目覚ましい地域です。支部会員数も、増加傾向で今後も増加が見込まれています。支部会館において平日毎日午後一般法律相談の実施に加え、事務所待機制の有料土日夜間相談等を実施し、多様な相談需要に応えるべく努めています。また、平成15年10月より、年9回程度、越谷市と共催で日常生活の上での身近な法律問題をテーマとして「こしがや市民法律教室」と開催しています。

## 埼玉弁護士会 熊谷支部

### 管内裁判所・検察庁

さいたま地方・家庭裁判所熊谷支部／さいたま地方検察庁熊谷支部  
熊谷簡易裁判所／熊谷区検察庁、本庄簡易裁判所／本庄区検察庁

### 管内情報

裁判官	12名（内、簡裁判事4名）	検察官	不明（※回答拒否のため）
弁護士	80名	人口	約91万人

### 支部紹介

熊谷と言えば、「あついぞ！熊谷」の暑さで有名ですが、自慢できるものではありません。ただ、近代日本の経済の立役者であり、新たな一万円札の顔となった渋沢栄一は熊谷管轄である深谷市の出身です。今年の大河ドラマ「青天を衝け」の主人公でもあります。

深谷市には渋沢家ゆかりの住宅「中の家（なかんち）」があり、渋沢栄一記念館も観光スポットの一つとなっています。大河ドラマをご覧の方は是非一度深谷までお越し頂ければと思います。

また、昨年度2回にわたる緊急事態宣言中、熊谷支部会館で行う相談はすべて電話相談に切り替えましたが、現在も、一般相談については対面相談の他に電話相談を月に2回実施しております。熊谷支部としては基礎疾患等お持ちで体調に不安を感じる方々に対しても司法サービスにアクセスできるよう目指しています。

## 東京三弁護士会 多摩支部

### 管内裁判所・検察庁

東京地方・家庭裁判所立川支部／東京地方検察庁立川支部  
立川簡易裁判所／立川区検察庁、八王子簡易裁判所／八王子区検察庁  
武蔵野簡易裁判所／武蔵野区検察庁、青梅簡易裁判所／青梅区検察庁  
町田簡易裁判所／町田区検察庁

### 管内情報

裁判官	58名（内、簡裁判事15名）	検察官	57名（内、副検事13名）
弁護士	587名	人口	約425万人

### 支部紹介

東京三弁護士会多摩支部は、10年に亘る設立運動の結果、1998年4月に設立されました。当時裁判所支部は八王子にあり、近くに会館を建てましたが、2009年の裁判所支部立川移転に伴い、立川に新たに会館を設置しました。現在16の委員会、9つのPTが活動しています。

管内には3つの法律相談センターと1つの公設事務所があります。

地元自治体には、法律相談の外、審議会委員、いじめやデートDV授業等の講師を多数派遣しています。2009年からは司法修習生も受け入れていて、支部としては規模は大きいのですが、予算や執行につき決定権があるのは3つの本会で、目下権限拡大のため奮闘中です。



## 千葉県弁護士会 松戸支部

### 管内裁判所・検察庁

千葉地方・家庭裁判所松戸支部／千葉地方検察庁松戸支部  
松戸簡易裁判所／松戸区検察庁

### 管内情報

裁判官	17名（内、簡裁判事3名）	検察官	12名（内、副検事5名）
弁護士	159名	人口	約152万人

### 支部紹介

#### 1 弁護士会支部について

昭和32年頃当時の親睦団体に地区幹事制を導入し、昭和52年に、独自に松戸支部規約を制定し、「松戸支部」と称す。平成4年には独自の財源により支部会館を賃借し、事務局を採用。平成11年千葉県弁護士会総会により弁護士会の支部とする会則改定が承認され、平成12年に会則上の支部として発足。

現在、管内裁判所のある最寄り駅から徒歩3分のビルに3部屋を支部会館として賃借。例年3回支部総会を開催し（新型コロナ以降は別）、支部内独自の15の委員会（他PT2つ）と5名（支部長含む）の幹事会が設置。

#### 2 地域的特性について

常磐線沿線として東京のベッドタウンとして発展。東京と総武線でつながる千葉市とは生活圏が異なる。松戸から本庁まで公共交通機関で1時間以上、2時間程度を要する地域（野田市）もある。

#### 3 地域司法問題について

裁判員裁判、労働審判の不実施。鑑別所がないこと、一部警察署の留置施設の撤廃（現在コロナ禍で一時的に復活）など。

## 千葉県弁護士会 京葉支部

### 管内裁判所・検察庁

千葉地方裁判所／千葉地方検察庁  
千葉家庭裁判所市川出張所、市川簡易裁判所／市川区検察庁

### 管内情報

裁判官	3名（内、簡裁判事3名）	検察官	2名（内、副検事2名）
弁護士	144名	人口	約130万人

### 支部紹介

千葉県弁護士会京葉支部は、会員数が年々増加しており、現在144名を数えています。

このような弁護士人口の増加や、上記で申し上げました千葉家庭裁判所市川出張所の問題点を踏まえ、当支部では、京葉地区の地家裁支部設置の運動を邁進してまいりました。日弁連・関弁連のみならず、地元自治体や地元住民に働きかけるなど、支部設置実現に向けて一丸となって取り組みをしております。

また、同様の問題を抱える他県の部会や委員会とも意見交換会を実施し、積極的に意見交換を実施しております。

## 千葉県弁護士会 八日市場地区

### 管内裁判所・検察庁

千葉地方・家庭裁判所八日市場支部／千葉地方検察庁八日市場支部  
八日市場簡易裁判所／八日市場区検察庁、銚子簡易裁判所／銚子区検察庁  
東金簡易裁判所／東金区検察庁

### 管内情報

裁判官	5名（内、簡裁判事1名）	検察官	4名（内、副検事3名）
弁護士	11名	人口	約36万人

### 支部紹介

八日市場地区は、千葉県東部にあり、西は東金市、東は銚子市までを管轄しています。

上記のとおり、地区管内に所在する銚子簡易裁判所及び東金簡易裁判所には家庭裁判所出張所が併設されておりません。八日市場地区は交通の便が良いとはいえ、東金市や銚子市の市民が千葉家庭裁判所八日市場支部を訪れるためには大変な労力を要します。

千葉県弁護士会では、平成30年に銚子市内において日弁連地域司法キャラバンを実施したり、自治体への請願や、家事法律相談会を実施したりするなどして、両簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設されるよう運動を行っております。

## 千葉県弁護士会 佐倉地区会

### 管内裁判所・検察庁

千葉地方・家庭裁判所佐倉支部／千葉地方検察庁佐倉支部  
佐倉簡易裁判所／佐倉区検察庁

### 管内情報

裁判官	6名（内、簡裁判事2名）	検察官	0名（内、副検事0名）
弁護士	40名	人口	約72万人

### 支部紹介

千葉県弁護士会佐倉地区会は、会員数が増えてきており、現在40名を数えています。地区会内では支部化に向けた活動が行われていますが、支部化された場合の業務負担等を懸念する声もあり、議論が続いています。

地区内には地方裁判所佐倉支部、家庭裁判所佐倉支部、佐倉簡易裁判所があるものの、合議事件や地裁刑事事件、少年事件等は本庁で取り扱われています。本庁の最寄りの千葉駅と佐倉支部のある佐倉駅はJRで20分弱の距離ですが、佐倉駅から佐倉支部まで徒歩20～30分で坂道もあり、本庁と佐倉支部とで移動の負担がありますので、労働審判や公判を佐倉支部で取り扱うよう求める声があります。

## 神奈川県弁護士会 相模原支部

### 管内裁判所・検察庁

横浜地方・家庭裁判所相模原支部／横浜地方検察庁相模原支部  
相模原簡易裁判所／相模原区検察庁

### 管内情報

裁判官	8名（内、簡裁判事2名）	検察官	6名（内、副検事5名）
弁護士	86名	人口	約86万人

### 支部紹介

神奈川県弁護士会相模原支部は、県内第3位の人口の政令指定都市であり「はやぶさ」で有名なJAXA相模原キャンパスのある相模原市と、市制50年を迎え「大風まつり」で有名な座間市を管轄としています。また、2027年には相模原市緑区橋本にリニア中央新幹線の駅が開通する予定であり、当支部の管内は今後ますます発展していくことが期待されています。

当支部は現在、横浜地方裁判所相模原支部で合議制裁判と労働審判が実施されるよう、管内両市長とともに横浜地裁へ要望書を提出するなどの活動をしております。2024年に迎える支部創立30周年までの実現を目標に今後も地域司法の拡充に努めていく予定です。

## 神奈川県弁護士会 川崎支部

### 管内裁判所・検察庁

横浜地方・家庭裁判所川崎支部／横浜地方検察庁川崎支部  
川崎簡易裁判所／川崎区検察庁

### 管内情報

裁判官	17名（内、簡裁判事3名）	検察官	不明（※回答拒否のため）
弁護士	234名	人口	約154万人

### 支部紹介

当支部の管轄区域は川崎市のみですが、川崎市は令和3年9月1日時点で約154万人の人口を誇り、全国21大都市の中でも自然増加比率が最も高く、今後も成長が見込まれる街です。

現在、当支部の在籍弁護士は234名であり、近年は若手を中心に増加傾向にあります。当支部の弁護士は、裁判所のある川崎駅周辺に約7割が集中していますが、近年は武蔵小杉、溝の口、登戸、新百合ヶ丘といった市の中部、北部のターミナル駅周辺でも増加しています。

他方、裁判所は川崎区にしかなく、特に北部地域の司法アクセスが制限されている点、労働者の街という側面もありながら裁判所で労働審判が実施されていない点は課題といえます。

## 神奈川県弁護士会 横須賀支部

### 管内裁判所・検察庁

横浜地方・家庭裁判所横須賀支部／横浜地方検察庁横須賀支部  
横須賀簡易裁判所／横須賀区検察庁

### 管内情報

裁判官	6名（内、簡裁判事1名）	検察官	不明（※非公表のため）
弁護士	52名	人口	約51万人

### 支部紹介

横須賀支部は、横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町を管轄しており、横須賀市、逗子市、三浦市に事務所を置く弁護士で構成されています。現在の管内人口は51万人、所属弁護士数は52名です。横須賀には、地家裁・簡易裁判所があり、計6名の裁判官が配属されています。

平成21年度の第6回首都圏弁護士会支部サミットを横須賀市で開催させていただき、裁判所の老朽化などの問題を取り上げました。その後、平成24年に横須賀支部の新庁舎が完成し、従前問題となされていた点が大幅に改善されました。

現在、横須賀支部の課題としましては、裁判所との関係では、期日が入りにくい場合がある等の一般的な問題があるほかは、即時に解決すべき大きな課題はありません。その一方で、人口減少に伴う事件件数、相談件数の低下に対する対応が大きな課題となっております。

## 神奈川県弁護士会 県西支部

### 管内裁判所・検察庁

横浜地方・家庭裁判所小田原支部／横浜地方検察庁小田原支部  
小田原簡易裁判所／小田原区検察庁、平塚簡易裁判所／平塚区検察庁  
厚木簡易裁判所／厚木区検察庁

### 管内情報

裁判官	13名（内、簡裁判事1名）	検察官	14名（内、副検事6名）
弁護士	138名	人口	約182万人

### 支部紹介

家事事件との関係では、県西支部管内が比較的広大であり、また、管内の住民の高齢化が顕著であるところ、厚木・平塚簡易裁判所に家庭裁判所出張所が併設され、家事調停等を扱えるようになれば、厚木・平塚周辺の住民の利便性が増すと考えられます。

民事事件との関係では、民事調停の件数が減少しています。

## 長野県弁護士会 松本在住会

### 管内裁判所・検察庁

長野地方・家庭裁判所松本支部／長野地方検察庁松本支部  
長野家庭裁判所木曾福島出張所、長野家庭裁判所大町出張所  
松本簡易裁判所／松本区検察庁、木曾福島簡易裁判所／木曾福島区検察庁  
大町簡易裁判所／大町区検察庁

### 管内情報

裁判官	9名（内、簡裁判事2名）	検察官	7名（内、副検事3名）
弁護士	57名	人口	約50万人

### 支部紹介

長野県の中部（中信地域）に位置する松本在住会は、北は新潟県境の小谷村から西は岐阜県境の南木曾町までという広い地域を活動地域としています。松本城や上高地、北アルプス連峰など観光名所も多く、多くの観光客で賑わっています。

支部サミットの活動が後押しとなって、平成29年度から地裁松本支部で労働審判が実施されるようになったことは皆様方の広く知るところかと思えます。皆様の熱い想いに改めて感謝申し上げる次第です。

長野県弁護士会の活動として、商工会と連携して木曾郡内での巡回相談を毎月開催しておりますが、木曾郡には法律事務所が存在せず、これが松本在住会にとっての地域司法充実に関する課題でもあります。

## 長野県弁護士会 佐久在住会

### 管内裁判所・検察庁

長野地方・家庭裁判所佐久支部／長野地方検察庁佐久支部  
佐久簡易裁判所／佐久区検察庁

### 管内情報

裁判官	2名（内、簡裁判事0名）	検察官	1名（内、副検事1名）
弁護士	17名	人口	約20万人

### 支部紹介

裁判所佐久支部の諸問題（1家裁調査官非常駐・2少年審判非取扱・3庁舎の問題〔①試行面会施設がない、②エレベーターがない、③調停室・待合室の防音設備が悪い、④防寒対策が不十分など〕）の改善を求めて、地元自治体・関係諸団体等と弁護士会とが協力して『裁判所佐久支部の充実を求める協議会』を設立し、積極的に活動しています。

同活動の影響もあり、今年度は庁舎改修工事が行われ、上記①③④等については改善されます。特に、試行面会施設の新設により、これまで試行面会のために学校を休むなどして上田支部まで赴かなければならなかった負担が完全に解消されることとなり、この点での地域住民の権利擁護が叶うこととなりました。この改善をステップにして、家裁調査官の常駐等々更なる改善に繋げ、佐久支部に相応しい人的体制等を整えることで、支部機能を拡充し、それに見合った庁舎の改善も改めて求めていく予定です。

## 長野県弁護士会 諏訪在住会

### 管内裁判所・検察庁

長野地方・家庭裁判所諏訪支部／長野地方検察庁諏訪支部  
諏訪簡易裁判所／諏訪区検察庁、岡谷簡易裁判所／岡谷区検察庁

### 管内情報

裁判官	2名（内、簡裁判事0名）	検察官	1名（内、副検事1名）
弁護士	30名	人口	約19万人

### 支部紹介

諏訪支部管内には、地家裁支部に併設されている諏訪簡易裁判所のほかに、独立簡裁の岡谷簡易裁判所があります。岡谷簡易裁判所の管轄は岡谷市（人口約4万7000人）のみであり事件数が少ないこと、諏訪簡易裁判所との移動時間も車で約20分と近いこともあり、諏訪支部の裁判官が2つの簡裁についても兼務しています。検察官は副検事1名しか常駐しておらず、地検諏訪支部の支部長は松本支部長が兼務しています。管内人口は約20万人ですが、弁護士は30名おり、人口あたりの弁護士数は多い方です。

諏訪支部管内では、正検事が常駐していないこと、労働審判の取扱いがないこと等の問題があります。

## 長野県弁護士会 上伊那在住会

### 管内裁判所・検察庁

長野地方・家庭裁判所伊那支部／長野地方検察庁伊那支部  
伊那簡易裁判所／伊那区検察庁

### 管内情報

裁判官	2名（内、簡裁判事1名）	検察官	1名（内、副検事1名）
弁護士	17名	人口	約17万人

### 支部紹介

準抗告事件については松本支部に回付されるため、記録が裁判所に届くまで判断がなされないという不都合が生じています（伊那支部から松本支部まで自動車でも高速道路を利用しても1時間程度かかる）。

検察庁伊那支部は副検事1名しか常駐しておらず、正検事はいません。保釈請求等の求意見が検察官不在のため翌日になってしまうことがあります。また、否認事件の場合、正検事が常駐する飯田支部に公判請求されることもあります。



## 長野県弁護士会 飯田在住会

### 管内裁判所・検察庁

長野地方・家庭裁判所飯田支部／長野地方検察庁飯田支部  
飯田簡易裁判所／飯田区検察庁

### 管内情報

裁判官	2名（内、簡裁判事1名）	検察官	2名（内、副検事1名）
弁護士	15名	人口	約16万人

### 支部紹介

長野県南部に位置しており、15市町村が管轄区域である。大半が山林であるが、面積でいえば大阪府と同じくらいである。交通のアクセス面は非常に悪く、控訴審の管轄が東京高裁であるが、高速バスで新宿まで行き、地下鉄等乗り継ぐ方法でも片道5時間程度かかってしまう（むしろ、名古屋までは1時間半なので近い）。2027年にリニア中央新幹線が開通予定であり、飯田駅から品川まで40分と飛躍的に短縮できるそうであるが、新型コロナによるJR東海の経営悪化や静岡県との調整から実際の開業時期は不透明である。

地域柄、高齢化や過疎化も進み、事件としては成年後見事件や相続関係事件が増えてきたように思われる。

問題点としては、裁判所庁舎も古く（築50年近い）試行的面会室がないこと、検察庁に正検事がほとんど来ないことが挙げられる。

## 愛知県弁護士会 西三河支部

### 管内裁判所・検察庁

名古屋地方・家庭裁判所岡崎支部／名古屋地方検察庁岡崎支部  
岡崎簡易裁判所／岡崎区検察庁、安城簡易裁判所／安城区検察庁  
豊田簡易裁判所／豊田区検察庁

### 管内情報

裁判官	21名（内、簡裁判事6名）	検察官	17名（内、副検事7名）
弁護士	155名	人口	約123万人

### 支部紹介

平成23年7月に竣工した3階建の支部会館があり、名古屋地方裁判所岡崎支部に隣接しています。

支部では、あっせん・仲裁、法律相談、各委員会活動（法の日記念行事や一日社会科教室、職場体験等）を行い、司法修習生の指導も担当しています。

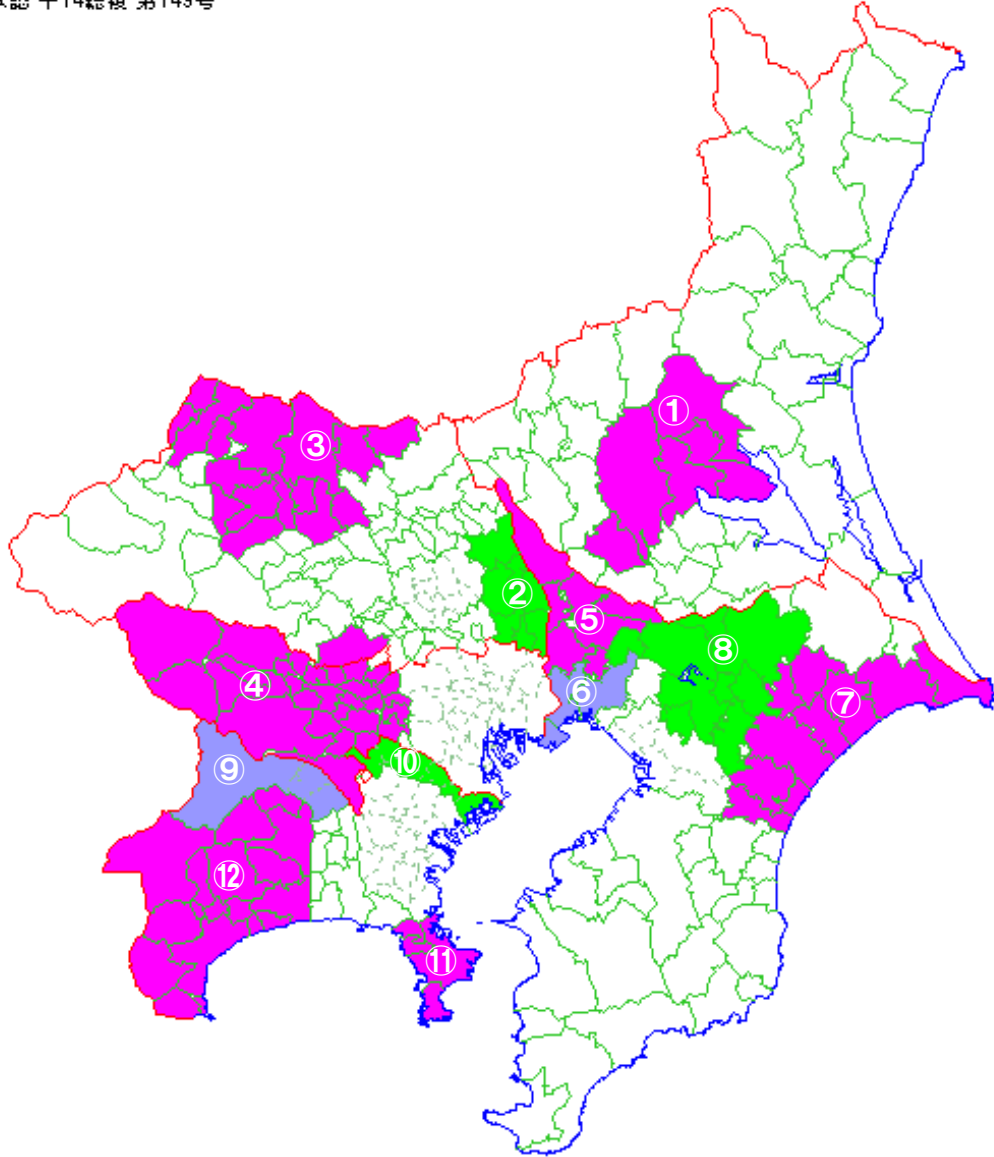
支部会館には、相談ルームの他、図書館（D1-Lawが利用できます）、100名程度収容可能なホールがあります。

“支部のことは支部で行う、支部のことは（支部の）皆で行う”の精神が根付いています。



# 弁護士会支部サミット in ふじさわ参加支部地図

国土地理院承認 平14総規 第149号

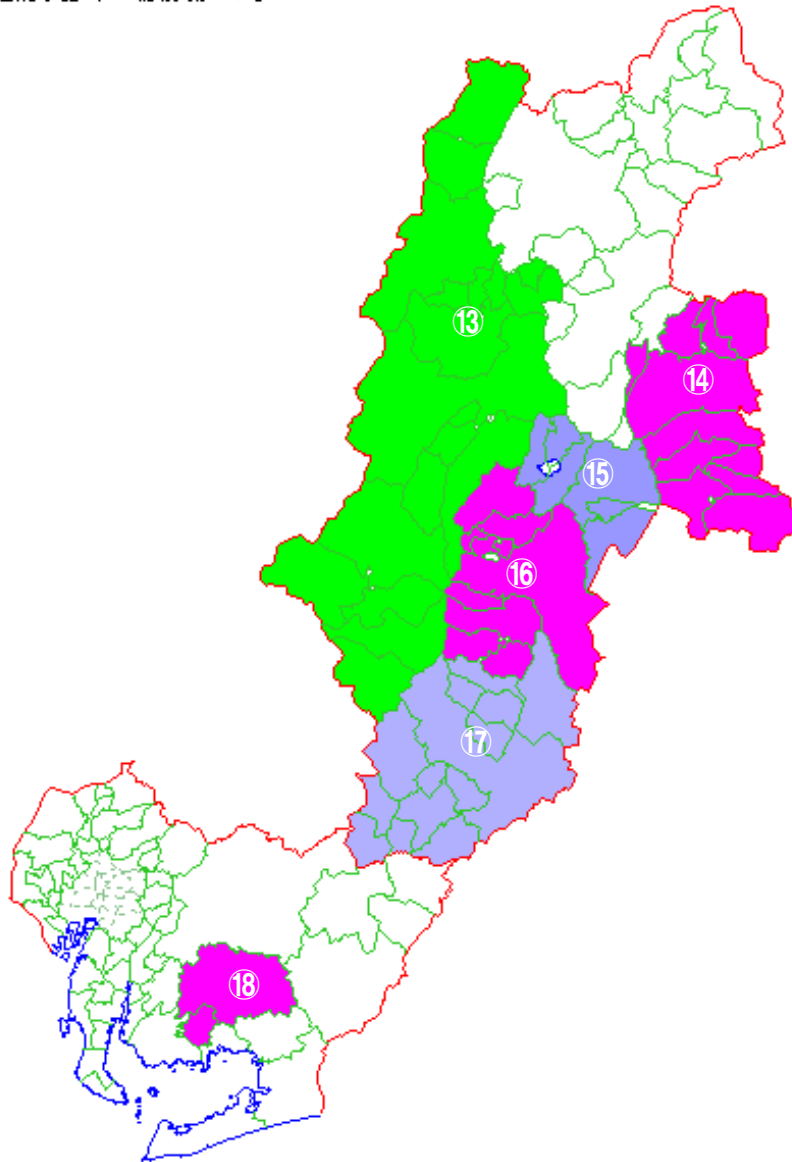


白地図 KenMapにて編集作成

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ① 茨城県弁護士会 土浦支部 | ⑦ 千葉県弁護士会 八日市場地区 |
| ② 埼玉弁護士会 越谷支部  | ⑧ 千葉県弁護士会 佐倉地区会  |
| ③ 埼玉弁護士会 熊谷支部  | ⑨ 神奈川県弁護士会 相模原支部 |
| ④ 東京三弁護士会 多摩支部 | ⑩ 神奈川県弁護士会 川崎支部  |
| ⑤ 千葉県弁護士会 松戸支部 | ⑪ 神奈川県弁護士会 横須賀支部 |
| ⑥ 千葉県弁護士会 京葉支部 | ⑫ 神奈川県弁護士会 県西支部  |

## 弁護士会支部サミット in ふじさわ参加支部地図

国土地理院承認 平14総複 第149号



白地図 kenmap にて編集作成

- |   |         |        |
|---|---------|--------|
| ⑬ | 長野県弁護士会 | 松本在住会  |
| ⑭ | 長野県弁護士会 | 佐久在住会  |
| ⑮ | 長野県弁護士会 | 諏訪在住会  |
| ⑯ | 長野県弁護士会 | 上伊那在住会 |
| ⑰ | 長野県弁護士会 | 飯田在住会  |
| ⑱ | 愛知県弁護士会 | 西三河支部  |

繋がれ地域(まち)のココロ  
～法の心 応援ソング～

作詞 伊藤信吾  
作曲 伊藤信吾、赤間雅恵  
編曲 赤間 雅恵

ヨワサが見捨てられる そんな <sup>まち</sup>地域でいいの？  
チカラで支配される そんな <sup>まち</sup>地域でいいの？

そうじゃない そうじゃない みんな みんなが  
ココロで つながり 生きて 生きてる

ヨワイときでも ココロで 繋がり 仲間になる  
法のココロは ララララ誰でも ララ つつみこむ

どんなひとでも ココロで 繋がり 助け合える  
法のココロを みんなで みんなで守り合う

私の小さなココロが 仲間に 仲間に 繋がり

仲間を集めたココロが <sup>まち</sup>地域へと <sup>まち</sup>地域へと 広がる

世代を越えて ルルルル～ すてきな<sup>まち</sup>地域であるため  
ルルルル～ ルルルル～ すてきな<sup>まち</sup>地域であるために

第13回弁護士会支部サミット(相模原)にて発表

## 藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所併設を求める宣言(案)

- 1 司法は、国民の基本的人権を擁護し、安全な社会を維持するために極めて重要な公共的インフラです。複雑多様化する現代社会において、司法に求められる役割はますます重要になっています。
- 2 家庭裁判所は、日本国憲法の公布とともに72年前に誕生して以来、「家庭に光を、少年に愛を」、「家庭に平和を、少年に希望を」とのスローガンを掲げ、家庭の平和の維持と少年の健全な育成に貢献してきました。  
もともと、以下に述べるような社会の変化と時代の要請に応えるべく、支部や出張所を含めた家庭裁判所の人的・物的体制をより一層強化する必要があります。
  - (1) 横浜家庭裁判所本庁が新規に受け付ける年間の事件数は、過去30年で約4倍に増加しています。また、自治体が行っている市民法律相談において離婚や相続などの家庭問題に関する相談件数は年々増えており、藤沢簡易裁判所管内の5市1町（綾瀬市・海老名市・寒川町・茅ヶ崎市・藤沢市・大和市）の各統計によるとその割合は平均40%を超えています。これらのデータは、家庭をめぐる法律問題が増え、家庭裁判所への期待が高まっていることの表れです。
  - (2) ところが、我が国の離婚のうち家庭裁判所を利用しない協議離婚の割合がいまだ約9割と高く、このことが子の養育費の不払いや貧困といった社会問題につながっています。少子高齢化社会の中で未来を背負う子どもの命を保護し健全な成長を図るためにも、家庭裁判所はより身近な存在になる必要があります。
  - (3) また、子の親権や監護権をめぐる複雑かつ困難な事件が急増しています。裁判手続きのIT化が議論されていますが、このような困難事件の適切な解決のためには、裁判所における対面での丁寧な審理が必要不可欠です。
  - (4) 児童虐待の増加が社会問題化する中、児童相談所による虐待児童の一時保護を家庭裁判所で全件審査することが国で検討されているなど、児童虐待問題への家庭裁判所のより一層の関与が求められていくことと思われます。
  - (5) さらに、成年後見制度の利用促進は、超高齢化社会における喫緊の課題です。平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画は「成年後見制度の利用の促進による事件数の増加に対応できるよう、裁判所の必要な体制整備が望まれる」としています。また、地域連携ネットワークの構築・拡充のためには、家庭裁判所が積極的に役割を果たすことが重要です。
- 3 藤沢簡易裁判所管内の5市1町は、神奈川県内では横浜市・川崎市に次ぐ119万人以上の人口を擁する地域に成長しております。弁護士人口も過去20年で4倍以上に増え、市町民の弁護士へのアクセスは大幅に改善されま

した。また、児童虐待問題などにおいて家庭裁判所と関係性のある神奈川県中央児童相談所が藤沢市内に存在するなど、家庭裁判所以外の公共的インフラも充実しています。

本来であればこれほどの人口を擁するこの地域には地方裁判所・家庭裁判所の支部があつてしかるべきですが、同管内には家庭裁判所の出張所すら存在せず、昭和22年に設置された藤沢簡易裁判所があるのみです。

そのため、同管内の市町民が、離婚や相続、成年後見など家庭をめぐる法律問題に直面した場合、横浜市中区に存在する横浜家庭裁判所本庁まで、約1時間かけて行かなくてはならず、家庭裁判所へのアクセスは一向に改善されていません。また、上記のとおり事件数が激増した横浜家庭裁判所本庁は、待合室には座りきれないほどの利用者で溢れ、調停室の数も足りないため審理が長期化するなど、もはや限界に達していると言えます。

これでは、上記のような社会の変化と時代の要請に応えることができないばかりか、同管内市町民の裁判を受ける権利（憲法32条）が蔑ろにされていると言わざるをえません。

このような現状を改善するためには、充実した設備を有し、裁判官・調査官が常駐する家庭裁判所出張所を藤沢簡易裁判所に併設し、同管内5市1町の家事事件を、横浜家庭裁判所本庁から分散させることが必要不可欠です。

- 4 私たちは、本日、藤沢簡易裁判所への家庭裁判所出張所併設の必要性を改めて認識するとともに、管内の各自治体と連携しつつ、地域一丸となって家庭裁判所出張所併設に向けた取り組みをより一層強化していくことを宣言します。

2021年（令和3年）12月4日

第14回弁護士会支部サミット in ふじさわ 参加者一同